



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を変更した件 (公正取引委一)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件 (総務三五)

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件 (財務二八)

○令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示 (国土交通二二七)

〔その他告示〕

○令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時に関する件 (中央選挙管理会一五)

○令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時に関する件 (同一六)

○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件 (同一七)

○衆議院名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件 (衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長一、同東北選挙区選挙長一、同北関東選挙区選挙長一、同南関東選挙区選挙長一、同東京都選挙区選挙長一、同北陸信越選挙区選挙長一、同東海選挙区選挙長一、同近畿選挙区選挙長一、同中国選挙区選挙長一、同四国選挙区選挙長一、同九州選挙区選挙長一)

○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが同条第二項に規定する業務を行う主たる事務所を変更した件 (厚生労働一六)

○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターの指定を取り消した件 (同一七)

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針 (農林水産八三)

○高速自動車国道に関する件 (国土交通二二八、二三〇)

○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件 (同一三一、二三三、二三五)

○登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録の件 (同一三六)

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配一一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方、司法書士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、税理士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 会社その他

法規的告示

○公正取引委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

○総務省告示第三十五号

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号 虎ノ門アルセアタワー 公正取引委員会事務局官房総務課内 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年一月三十日

総務大臣 林 芳正

区	分	額
物品等の調達契約		四千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約		三十億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス		三億円
その他の技術的サービスの調達契約		四千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約		

○財務省告示第二十八号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和五十五年政令第三百号)第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年一月三十日

財務大臣 片山さつき

区	分	額
物品等の調達契約		二千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約		九億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス		九千万円
その他の技術的サービスの調達契約		二千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約		

○国土交通省告示第二百二十七号

モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)第十五条第一項ただし書並びに第一号及び第三号の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数等を定める告示を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣 金子 恭之

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数等を定める告示に一施行者当たりの開催日数及び開催回数

競走場名	開催日数	開催回数
桐生競走場	百八十二日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百六十八日	二十四回
平和島競走場	百六十八日	十二回
多摩川競走場	百八十二日	二十四回
浜名湖競走場	百八十九日	十二回
蒲郡競走場	百九十四日	十三回
常滑競走場	百八十日	二十四回
津競走場	百八十日	十二回
三国競走場	百八十日	十二回
琵琶湖競走場	百七十四日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百七十四日	二十四回
鳴門競走場	百七十四日	二十四回
丸亀競走場	百九十四日	二十五回
児島競走場	百八十八日	二十四回
宮島競走場	百八十九日	十二回
徳山競走場	百八十日	十二回
下関競走場	百八十六日	十二回

若松競走場	百八十六日	二十四回
芦屋競走場	百八十日	十二回
福岡競走場	百八十日	二十四回
唐津競走場	百八十六日	十二回
大村競走場	百九十三日	十三回

二 一施行者当たりの開催回数

施行者名	開催回数
みどり市	十二回
戸田ボートレース企業団	十二回
埼玉県都市ボートレース企業団	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖ボートレース企業団	十二回
蒲都市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
越前三国ボートレース企業団	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市ボートレース企業団	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町ボートレース事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部ボートレース事業組合	十二回

倉敷市	十二回
備南ボートレース事業組合	十二回
宮島ボートレース企業団	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
北九州市	十二回

中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回

その他の告示

○中央選挙管理会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

選挙区名 北海道 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十時三十分

東北 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十一時

北関東 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十一時三十分

南関東 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十時三十分

東京都 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十一時

北陸信越 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十時三十分

東海 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十一時

近畿 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十時三十分

中国 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十一時

四国 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十時三十分

九州 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室 令和八年二月十三日午前十一時

○中央選挙管理会告示第十六号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館 総務省内会議室

日時 令和八年二月十三日 午後一時

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

日時 令和八年一月三十日 午後三時

○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長 門山 泰明

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙東京選挙区選挙長 門山 泰明  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長 城島 光力  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長 城島 光力  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長 佐々木信夫  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長 佐々木信夫  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長 魚住裕一郎  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長告示第一号  
 令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長 魚住裕一郎  
 場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室  
 日時 令和八年二月六日 午後二時

○厚生労働省告示第十六号  
 平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第二百二十二号）第十六条第一項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

名 称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
大分県経営者協会	大分県大分市中央町二丁目九番二十七号	大分県大分市金池町二丁目三番四号	令和元年十二月二十一日

○厚生労働省告示第十七号  
 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づく次世代育成支援対策推進センターとしての指定を、次の団体について、令和八年一月三十日付で取り消したので、告示する。

名 称	主たる事務所の所在地
北海道商工会連合会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
一般社団法人静岡県経営者協会	静岡県静岡市葵区追手町十番三百三十三号
徳島県中小企業団体中央会	徳島県徳島市南末広町五番八十八号
大分県経営者協会	大分県大分市金池町二丁目三番四号

厚生労働大臣 上野賢一郎

○農林水産省告示第八十三号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第八条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第三十二条第一項の規定の例により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第六項の規定の例により公表する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針  
第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、食料を取り巻く環境は、肥料、飼料等の生産資材費、物流費、人件費等が上昇していることにより、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた。これは、飲食料品等は、一般的に短期間で品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があること、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の「いつもこのぐらいの値段で購入できている」といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられる。

加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じている。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要がある。

このため、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者（以下「飲食料品等事業者等」という。）は、その取引において、

- ① その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用等を示して取引条件に関する協議の申出があった場合に誠実に協議に応じること
- ② 商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うことに努めることにより、飲食料品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化を促進する必要がある。

特に、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることなど、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等については、農林水産大臣がこれを指定するとともに、指定を受けた飲食料品等について持続的な供給に要する費用に関する指標を作成・公表する者を認定してその取組を推進することで、飲食料品等事業者等間の持続的な供給に要する費用を考慮した取引条件の協議を促進する必要がある。

さらに、こうした取引の適正化に関する取組を浸透させていくには、食料システムの関係者、とりわけ消費者からの理解を得られることが重要であることから、国をはじめとする行政機関は、飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成に取り組み必要がある。

第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- 1 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本であるが、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、食料の供給に要する費用を取引価格に反映できる環境を整備する必要がある。こうした環境整備を進める上では、飲食料品等事業者等は、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階においてその取り扱う飲食料品等の供給のために要する費用を自ら把握することに努めるとともに、当該費用が取引価格に反映できていないと思料する場合は、取引の相手方に対して取引条件に関する協議の申出をするといった具体的な行動を起こすことが重要である。また、協議の申出を受けた者は、飲食料品等は多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、その取引の当事者間で取引上の地位に格差が生ずる場合があることに鑑み、取引の相手方が協議を申し出ることや継続することを断念することがないように、速やかに対応すること、必要以上に詳細な費用の内訳の提出を求めるなど過度な負担を強いないこと、立場の強さを利用して一方的な取引価格の決定をしないことなどにより誠実に当該協議に応じる必要がある。

- 2 加えて、商慣習を理由に、取引の相手方に対して、正当な理由もなく、不利益を与え続けることは、食品廃棄だけではなく、廃棄がなければ発生しなかった費用等の負担を強いることとなり、持続的な食料供給に支障を来すおそれがある。さらに、人手不足が深刻化する中で、サプライチェーン全体の関係者の連携の下、食品産業における流通の効率化が図られなければ、同様の事態が生じるおそれがある。このため、飲食料品等事業者等は、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給を図るため、商慣習の見直し等が必要であると思料する場合は、取引の相手方に対してその見直しの提案を行うことが重要である。また、前述のとおり取引上の地位に格差がある中で、当該提案に誠実に向き合ってもらえずに取引の相手方が提案を断念することがないように、提案を受けた者は、速やかに取引の相手方との間で必要な検討を行い、協力できる部

分は速やかに実行に移すことが必要である。これらにより、双方が納得できる商慣習等に見直すことが重要である。

- 3 さらに、これらの協議の申出又は商慣習の見直し等の提案（以下「協議の申出等」という。）を受けた者は、協議の申出等のみを理由として、取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止などの不利益な取扱いを行わないことはもちろんのこと、協議の申出等をした者が納得して受け入れられるよう、検討結果及びその理由について具体的な説明を行うことが必要である。また、双方の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望まれる。なお、協議の申出等がしやすい環境の整備に当たっては、売り手からの協議の申出等だけではなく、買い手から積極的に売り手の状況を把握する機会を設けることが重要である。
- 4 こうした取組の実効性を確保するため、農林水産大臣は、協議の申出等を受けた者が第1の①及び②の努力義務を確実に果たすよう、判断基準に照らして、指導及び助言並びに勧告及び公表の措置を行う。

第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

- 1 持続的な供給に要する費用が認識しにくい飲食料品等として農林水産大臣が指定する指定飲食料品等については、取引条件の協議に当たり、参照すべき指標が作成され、当該指標を活用できることが重要である。

このため、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用の明確化に資するよう、農林水産大臣は、当該費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表する者の認定を行う。また、当該認定を受けた認定指標作成等団体は、飲食料品等事業者等間の取引条件の協議を促進し、最終的な購入者である消費者の理解を得るため、食料システムの関係者に対して指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び当該指標に対する理解増進のための情報の提供を行うことが必要である。

なお、当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として活用できるものであって、価格等の取引条件については、これを踏まえた上で当事者間の協議により決定されるものである。

2 指定飲食物品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標については、生産から販売に至る多くの関係者が活用するほか、消費者の理解を得る上で重要なものであるため、公正で信頼できる指標であることが求められる。このため、当該指標の作成に当たっては、当該指標を作成する必要性について関係者の認識の共有が図られた上で、当該指定飲食物品等の生産、製造、加工、流通又は販売のうち、複数の段階の事業者・事業者団体が参画することにより、生産から販売までのいずれかの段階に有利な指標とならないようにする必要がある。さらに、当該指標を作成する認定指標作成等団体が正確な情報提供を受けることができるよう、当該団体の役員員に対して秘密保持義務を課すことにより、当該団体の専門性と独立性を確保する必要がある。

3 加えて、指定飲食物品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は以下の事項を満たす必要がある。

- ① 品目ごとの実情を踏まえ、産地、作型、収量、販売地等を設定した上で作成する。
- ② 品目ごとの実情を踏まえ、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階で要する費用を明らかにした上で、それらを積算したものを指標とする。その際、基準となる年の指標を原則として実数により作成した上で、各段階の費用のうち労働費や輸送費等の費目ごとに、公的統計を利用して基準となる年から直近年又は直近月までの間の物価変動率等で補正すること等により、最新の指標とする。なお、当該指標は、生産から販売までに要する費用を積算したものであるため、利潤はその対象外である。
- ③ 指標の作成に当たっては、客観性が担保されるよう、公的統計や農林水産省が行う調査の結果、業界団体等が公表するデータ等を、出典を明らかにした上で可能な限り活用することとし、それらの資料のみでは不足する情報については、認定指標作成等団体が調査方法を明らかにするなど公正かつ信頼できる方法により適切にデータを収集する。

④ 指標の公表日からおおむね1年ごとに指標の改定を行う。なお、費用の急激な変化等、特段の事情が生じた場合には、随時改定することも可能とする。

⑤ 作成された指標は、品目ごとに収穫時期や取引が行われる時期等を考慮し、適切な公表時期を設定した上で、認定指標作成等団体に加え、指標の作成に参画する者のウェブサイトに掲載する等、食料システムの関係者が閲覧可能な形で公表する。

4 認定指標作成等団体は、指標の作成・公表に当たっては、品目ごとの実情を踏まえ、飲食物品等事業者等が取引条件の協議において地形条件や産地による違い等を考慮して指標を活用することができるよう、工夫することも望まれる。

5 また、認定指標作成等団体は、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食物品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食物品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える。

第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

1 持続的な食料供給の実現を図るためには、飲食物品等の持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和をはじめとする飲食物品等の持続的な供給に資する商慣習の見直し等が重要であり、このためには食料システムの幅広い関係者の理解が必要不可欠となる。このため、農林水産大臣は、関係行政機関と連携して、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して関係者の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する協力を求めるよう努める。

2 また、食品等は最終的に消費者に購入されることが前提であるため、消費者の値頃感に基づいた価格決定により食品等の供給に要する費用を取引価格に反映できない事態や、定着している商慣習等が消費者の選択行動を背景として見直すことが困難な事態が続けば、持続的な食料供給の実現を図ることが困難と

なる。このように、消費者の理解がとりわけ重要であることから、消費者は、農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の現場や実情に対する理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでにどのくらいの費用が掛かっているのかを意識するとともに、食品廃棄の発生抑制に資する選択行動をすることなどにより、食品等の持続的な供給に寄与するよう、日々の行動変容を起こすことが望まれる。

第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

1 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態を把握するため、食品等取引実態調査を実施するとともに、食品等の取引に係る不適正な事案の情報等を受け付ける情報受付窓口を設置する。これらの取組で得られた情報に基づき、第2の4に規定する措置を行うほか、

○国土交通省告示第121218号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

		国土交通大臣 金子 恭之
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道 西宮線	滋賀県大上郡多賀町大字敏満寺字弁磨四〇番から同県大上郡多賀町大字敏満寺字北真五八三番九まで	令和八年一月三十一日〇時

○国土交通省告示第121219号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において令和八年二月一日付で、次のように道路の区域を変更するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

		国土交通大臣 金子 恭之
路線名	山陽自動車道吹田山口線	
道路の区域		
区	間	変更前後の敷地の幅員延長
岡山市北区今岡五六二番から同市北区今岡七五〇番まで		（メートル）
	前	最大 三〇五 最小 四一五
	後	最大 二九七 最小 一五八

個別の回答者や事業者が特定されないように配慮の上、当該調査の結果や当該措置の対象となった事例等を定期的に公表することにより、当該措置の対象となる行為を明らかにすることで飲食物品等の取引を行う者に対して法令遵守と注意喚起を促すとともに、飲食物品等の取引を行う者が様々な取組事例を把握することで、食品等の取引の適正化を図るために自らが取るべき行動を考えるきっかけを作る。

2 農林水産大臣は、1で把握した情報のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する「不正な取引方法」に該当することが疑われる事実があると思料する場合には、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。また、食品等の取引の適正化を図るため、関係法令を所管する行政機関との情報の共有その他の必要な連携に努める。



住所 福岡市早良区  
ストレリチェンコ・オリガ・セルゲエヴナ 平成5年6月27日生  
サフォノフ・アルチョム・セルゲエヴィチ 昭和54年9月16日生

住所 横浜市旭区  
蕭桂瑛 昭和57年6月16日生

住所 横浜市港南区  
原澤 平成10年3月25日生

住所 東京都町田市  
丁慶杉 昭和60年2月28日生  
丁家宇 令和2年1月29日生

住所 長野県上水内郡信濃町  
カヴィリ・タンティ 平成3年12月25日生

住所 神奈川県大和市  
徐宸東 平成7年7月30日生

住所 東京都港区  
カワジャ・モハマド・アンザ・シャザド 平成8年1月29日生

住所 東京都品川区  
ミャッ・チ・マウン 昭和51年8月5日生

住所 長崎県北松浦郡佐々町  
李帥 昭和56年9月28日生

住所 新潟県燕市  
粟江蘭 昭和47年9月13日生

住所 神戸市東灘区  
陳瞳 平成11年1月18日生

住所 兵庫県三田市  
金蘭子 昭和30年1月19日生

住所 兵庫県美方郡新温泉町  
ナイン・ナイン・アウン 昭和53年12月2日生

住所 愛知県高浜市  
パトリシア・イ・アルバス・トルクワット 昭和56年4月27日生  
タイナ・ミユキ・イ・トルクワット 平成23年10月5日生  
カドゥー・リュウ・イ・トルクワット 平成30年8月30日生

住所 奈良市  
エリナ・マルボグ 平成9年1月4日生

住所 千葉県君津市  
アメリカ・リエ・タナカ・コイズミ 昭和46年8月17日生

住所 東京都中野区  
ジュベール・グレース・メレンデズ・ルズ 平成8年12月28日生

住所 東京都板橋区  
ブレット・マイケル・ポーチ 平成5年11月2日生

住所 千葉県松戸市  
パウロ・パンディ 平成5年10月9日生  
プリンシカ・バンディ 令和4年5月1日生

住所 東京都板橋区  
陳浩燃 昭和56年9月21日生  
翁梅 昭和55年8月3日生  
陳子瑤 平成19年9月24日生  
陳俊志 平成24年9月30日生

住所 東京都板橋区  
サシカラ・モクタン 平成5年3月4日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町  
ハルミ・デニス・グスクマ・カラスコ 平成元年12月1日生  
マユミ・リアナ・カサイ・グスクマ 平成20年9月28日生  
ヨシハル・エリック・カサイ・グスクマ 平成22年7月17日生  
リュウタ・アドリアン・カサイ・グスクマ 平成26年7月10日生

住所 栃木県小山市  
ナミエ・オレンカ・グスクマ・カラスコ 平成12年8月9日生

住所 群馬県利根郡みなかみ町  
マダブ・クマル・ネパール 平成2年1月10日生  
サトビク・ネパール 令和3年9月27日生  
サンチット・ネパール 令和6年3月30日生

住所 埼玉県川越市  
劉曉楠 平成3年3月29日生

住所 埼玉県久喜市  
呂春濤 昭和59年9月1日生  
劉茜茜 平成4年3月9日生  
呂香羽 平成29年5月17日生  
呂穗香 令和2年12月23日生

住所 埼玉県川口市  
王晶 昭和62年4月16日生

住所 埼玉県川口市  
ラファエル・セイキ・サカモト 昭和62年8月30日生

住所 埼玉県蓮田市  
ケサブ・ラズ・ウバティヤ 平成6年4月9日生

住所 埼玉県川越市  
アイヴィー・マギー・ティア・パーカー 平成28年4月14日生  
グレイソン・ポール・ロニー・パーカー 平成29年11月7日生

住所 埼玉県八潮市  
楊東亮 昭和49年10月16日生  
宝勒爾 平成20年12月7日生

住所 埼玉県入間郡毛呂山町  
カーディ・タンビル 昭和58年1月7日生

住所 埼玉県川口市  
高福全 昭和55年2月8日生  
高琪 平成25年7月12日生

住所 埼玉県草加市  
エムディ・タンヴィル・マハムド 昭和57年12月1日生  
アリアン・マハムド 令和5年4月27日生

住所 千葉県成田市  
アシシュ・タマング 昭和63年3月19日生  
アルヤン・タマング 令和3年8月10日生

住所 さいたま市南区  
サイ・タウン・アウン 昭和51年5月29日生  
イン・ミン・ス・ス 昭和52年3月2日生  
ナン・ス・ウェイ・タウン 令和2年7月31日生

住所 埼玉県所沢市  
崔京愛 昭和53年8月3日生

住所 埼玉県所沢市  
全文峰 昭和58年10月10日生

住所 川崎市川崎区  
薛琳 昭和53年12月24日生

住所 神奈川県藤沢市  
フリオ・ケンジ・アラカキ・チオン 昭和57年11月20日生

住所 神戸市垂水区  
施瑞烜 平成17年12月8日生

住所 東京都北区  
金彩玉 昭和57年4月19日生  
金嘉榮 平成25年3月29日生

住所 東京都練馬区  
李紅英 昭和50年2月18日生  
金芷安 平成18年10月6日生

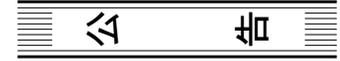
住所 東京都練馬区  
鳥日娜 昭和53年11月16日生  
包子昂 平成23年8月9日生  
包子宜 平成28年4月17日生

住所 東京都北区  
阿里木伊克拉木 平成2年9月13日生  
阿不都克力木蘇比努爾 平成5年3月16日生

住所 石川県七尾市  
エイコ・ミタニ 昭和49年7月5日生

住所 東京都文京区  
王子意 平成8年4月30日生

住所 東京都立川市  
アキ・バルア 平成8年4月24日生



## 経 営 評

### 金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。

1. 供託者の商号 K&E株式会社
2. 住所 福岡県福岡市西区周船寺3-21-32
3. 代表者の氏名 遠藤 博利
4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
5. 上記の者（登録番号福岡財務支局長（金商）第102号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年7月31日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出されたい。
6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和8年1月30日 福岡財務支局長 杉山 真

### 有権者申出方

元当局所属公証人小暮輝信の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和8年1月30日 名古屋法務局

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 平井 信義  
所属する司法書士会 栃木県司法書士会  
登録番号 宇都宮第180号  
事務所の所在地 栃木県芳賀郡市貝町大字上根1230番地

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 法務大臣 平口 洋

### 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和8年1月30日 岡山地方検察庁検察官 記

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

- 犯罪被害財産支給手続番号 岡山地方検察庁 令和8年第1号
- 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和8年1月30日
- 支給対象犯罪行為の範囲
  - 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和2年12月頃から令和4年1月頃までの間
  - 支給対象犯罪行為の内容  
ショートメールを利用してフィッシングメールを送信した上、同メールを閲読して電話をかけてきた被害者に対し、DMM、NTT等の社員を名のり、有料動画サイトの未払料金等がありこれを支払わないと裁判になる、コンピュータウイルスに感染したことで有料サイトに登録されて未払料金が発生している、この登録を解除するためには一度未払料金を支払う必要があるなどとうそを言い、指定した口座に現金を振り込ませる、指定した宛先に宅配便で現金を送付させる又は電子マネーのID、PIN番号等を教示させる方法により、現金等をだまし取った行為
- 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項（いづれも検察官が既に把握しているもの）
  - 犯行に使用された電話番号  
[0358433009] [0359048168] [0358433889] [0358433397] [0359048673] [0335185901] [0362752284] [0362752583] [0335185433]
  - 犯人から送信されたショートメールの内容  
「ご利用料金のお支払い確認が取れておりません。本日中にお客様センター（前記4(1)の電話番号）迄ご連絡下さい。」「お客様サポートセンターです。携帯電話のご利用料金の支払い確認ができておりません。本日中に（前記4(1)の電話番号）迄ご連絡下さい。」「お客様サポートセンターです。携帯電話の未納料金についてのご確認がございます。本日中に（前記4(1)の電話番号）迄ご連絡下さい。」「サポートセンターです。確認事項がございます。本日中に（前記4(1)の電話番号）迄ご連絡下さい。」

### 記

氏名 占部 義男  
所属する司法書士会 東京司法書士会  
登録番号 東京第1288号  
事務所の所在地 東京都中央区銀座八丁目5番24号西八ビル

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和7年12月24日から1か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 岩浪 功輔  
所属する司法書士会 東京司法書士会  
登録番号 東京第5406号  
事務所の所在地 東京都文京区後楽2丁目1番8号後楽ビル4階

- 犯行に使用された偽名等  
「DMMカスタマーセンターのシライシ」「DMMの作業員のシミズ」「DMMの作業員」「弁護士の小野 高央」「DMMの従業員」「DMMサポートセンターのカワサキ」「NTTサポートの職員」「保険協会の職員」「日本ネットワーク協会の職員」「NTTお客様サポートセンターの職員」「日本個人データ保護協会の職員」「サイバーセキュリティ協会職員の職員」「NTTコールセンターの職員」
  - 犯人から電話で告げられた主な内容  
「有料動画サイトの未払料金が発生しており、これを支払わないと裁判になる（又は法的手続きに移行する）。」「他の3社にも未払料金が発生しており、これを支払わないと裁判になる。」「携帯電話がコンピュータウイルスに感染したことにより有料動画サイトに会員登録され未払料金が発生しており、その登録を解除するために一度未払料金を支払う必要がある。」「携帯電話からコンピュータウイルスが拡散したことで多額の金銭的損失が生じており、その損失を補填する必要がある（又は補填するための保険料を支払う必要がある）。」
  - 犯行に使用された振込口座  
「GMOあおぞらネット銀行サフラン支店、ピットバンク(カ)コキヤクグチ名義」「ゆうちょ銀行、井藤 幸弘名義」「GMOあおぞらネット銀行かぜ支店、ピットバンク(カ)コキヤクグチ名義」「住信SBIネット銀行バナナ支店、ヨコヤマ カズノリ名義」「三井住友銀行桶川支店、サトウ ケイタ名義」
  - 犯行に使用された宅配便の送付先  
「東京都足立区新田一丁目3番4号イソノハイツ305 松原 文夫」「東京都葛飾区四つ木四丁目13番16号K-F L A T 202号 山村 健吾」「東京都板橋区上板橋二丁目9番7号グリーンコーポラス301号 梅田 広海」
  - 開始決定の時における給付資金の額 金983万3,400円
  - 支給申請期間 令和8年1月30日から令和8年3月30日までの間
  - 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
    - 裁判所名 広島高等裁判所岡山支部
    - 裁判年月日 令和6年9月4日
    - 確定年月日 令和6年10月18日
    - 被告人の氏名又は名称 菅原 広行
    - 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名（事実の要旨）  
被告人は、有料動画サイトの未払料金等請求の名目で現金等をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共に共謀の上、令和2年12月15日から令和4年1月31日までの間、被害者9名に対し、有料動画サイトの未払料金等があるように装い、前記4(2)の内容のショートメールを送信した上、メールを閲読した被害者に対し、電話で前記4(3)の偽名を名乗って前記4(4)のうそを言い、その旨誤信した前記被害者9名から、24回にわたり、現金合計1,559万6,400円をだまし取るとともに、合計225万円相当の不法な財産上の利益を得たもの。  
（罪名）詐欺
  - この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）  
〒700-0807 岡山市北区南方一丁目8番1号 岡山地方検察庁捜査支援室  
電話番号 086-224-5651（内線3362）
- 前記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、岡山地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記8のとおり）。

○ 当該処分取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、岡山地方裁判所に提起しなければなりません。

### 税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月20日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 安倍 威  
税理士名簿登録番号 第81803号  
税理士事務所 東京都渋谷区道玄坂1丁目15番3号ブリメーラ道玄坂214

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から9月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 井川真理子  
税理士名簿登録番号 第107702号  
税理士事務所 大阪府大阪市北区茶屋町8番21-2602号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日に戒告の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 泉 平八  
税理士名簿登録番号 第82752号  
税理士事務所 兵庫県川西市絹延町1-8-303

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から6月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 磯兼 駿  
税理士名簿登録番号 第32983号  
税理士事務所 岡山県岡山市南区三浜町2丁目16番1号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から5月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 加藤 恭伸  
税理士名簿登録番号 第101413号  
税理士事務所 石川県金沢市長町3丁目12番28号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第2項の規定に基づき、令和8年1月19日から1年10月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 加藤 尚美  
税理士名簿登録番号 第107559号  
税理士事務所 東京都港区愛宕1-6-8 愛宕小西ビル2F

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から2月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 金子 貴  
税理士名簿登録番号 第102338号  
税理士事務所 千葉県市川市新田4丁目12番2号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第1項及び第46条の規定に基づき、令和8年1月20日から1年11月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 加納 貴志  
税理士名簿登録番号 第98925号  
税理士事務所 広島県呉市倉橋町1217番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第1項及び第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 木村 賢一  
税理士名簿登録番号 第97204号  
税理士事務所 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番45号新大阪八千代ビル2階

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第1項の規定に基づき、令和8年1月19日から2年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 駒木 雅行  
税理士名簿登録番号 第98359号  
税理士事務所 福島県いわき市平下荒川字諏訪下90番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から4月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 白田 栄  
税理士名簿登録番号 第105919号  
税理士事務所 東京都新宿区下落合1丁目7番5号齊藤ビル2階

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月20日から1年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 高橋 浩  
税理士名簿登録番号 第81290号  
税理士事務所 神奈川県厚木市愛甲東2丁目16番23号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第1項の規定に基づき、令和8年1月19日から1年6月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 千田 啓介  
税理士名簿登録番号 第137138号  
税理士事務所 北海道札幌市中央区大通西15丁目1番地18紫苑大通601号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第1項の規定に基づき、令和8年1月19日から1年8月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 中島 武  
税理士名簿登録番号 第66515号  
税理士事務所 東京都江川区平井5丁目12番2号藤ハイツ302

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第1項及び第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 中村 正  
税理士名簿登録番号 第96798号  
税理士事務所 東京都国立市北2丁目22番の20

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第2項の規定に基づき、令和8年1月19日から2年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 藤井 滝雄  
税理士名簿登録番号 第91610号  
税理士事務所 東京都港区愛宕1丁目6番8号愛宕小西ビル2F

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和8年1月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 榎田 高志  
税理士名簿登録番号 第97279号  
税理士事務所 東京都台東区上野1丁目12番6号黒門ミヤマビル7F

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第2項の規定に基づき、令和8年1月19日から4月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士 松本 安興  
税理士名簿登録番号 第39033号  
税理士事務所 大阪府大阪市住吉区長狭町9-2-201

### 税理士法人処分公告

下記の法人については、税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の20第1項の規定に基づき、令和8年1月19日から2年の業務の全部の停止の処分を行ったので、同法第48条の20第2項において準用する同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和8年1月30日 財務大臣 片山さつき  
記

税理士法人 税理士法人S. P. A総合会計  
税理士法人名簿税理士法人番号 第4246号  
税理士法人事務所 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番45号新大阪八千代ビル2階

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和7年（家）第30412号

広島市中区袋町3番17号  
申立人 広島市信用組合  
本籍広島市安佐北区亀山2丁目648番地、最後の住所広島市安佐北区可部3丁目40番10号、死亡の場所広島市安佐北区、死亡年月日令和7年3月14日頃、出生の場所広島県安佐郡鈴張村、出生年月日昭和4年8月4日、職業無職

被相続人 亡 谷口 文江  
事務所広島市安佐北区亀山1丁目2番19-1-1号

相続財産清算人 司法書士 山中 智保  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
広島家庭裁判所

#### 令和7年（家）第30451号

広島市中区紙屋町2丁目1番22号  
申立人 みずほ信託銀行株式会社  
本籍広島県廿日市市廿日市1丁目7番、最後の住所広島県廿日市市廿日市1丁目7番23号、死亡の場所広島県広島市西区、死亡年月

日令和7年9月18日、出生の場所広島県佐伯郡平良村、出生年月日昭和14年12月5日、職業不明

被相続人 亡 池田 史子  
広島県廿日市市新宮1丁目13番20号  
相続財産清算人 司法書士 湯浅 美紀  
催告期間満了日 令和8年8月16日  
広島家庭裁判所

#### 令和7年（家）第5025号

山口県下関市稗田北町15-1-104  
申立人 江原 正治  
本籍山口県下関市丸山町1丁目1832番地、最後の住所山口県下関市丸山町1丁目2番11号、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日令和6年11月16日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和16年8月28日、職業無職  
被相続人 亡 小島 哲夫  
山口県下関市南部町23番15号東武ビル6階  
相続財産清算人 弁護士 田代 知愛  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
山口家庭裁判所下関支部

#### 令和7年（家）第231号

愛媛県西条市宮之内253番地1  
申立人 香川 敏明  
本籍愛媛県西条市丹原町田野上方1506番地、最後の住所愛媛県西条市飯岡3402番地 福武荘、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日令和元年12月3日、出生の場所愛媛県周桑郡田野村、出生年月日昭和4年4月27日、職業無職  
被相続人 亡 香川 満俊  
愛媛県西条市国安84番地1  
相続財産清算人 司法書士 越智 通泰  
催告期間満了日 令和8年8月27日  
松山家庭裁判所西条支部

#### 令和7年（家）第4044号

高知県高岡郡佐川町乙2310番地  
申立人 社会福祉法人佐川町社会福祉協議会  
本籍高知県高岡郡佐川町乙4597番地、最後の住所高知県高岡郡佐川町丙3620番地1たんぼぼ、死亡の場所高知県高岡郡佐川町、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所高知県高岡郡佐川町、出生年月日昭和4年4月15日、職業無職  
被相続人 亡 池田 一義  
高知県吾川郡いの町上八川甲1955番地1  
相続財産清算人 山中 和子  
催告期間満了日 令和8年8月27日  
高知家庭裁判所須崎支部

#### 令和7年（家）第9217号

福岡県速賀郡岡垣町野間1丁目1番1号  
申立人 岡垣町  
本籍北九州市小倉区大字板櫃2301番地の1、最後の住所不詳、死亡の場所北九州市小倉区、死亡年月日昭和48年5月3日、出生の場所鞍手郡新入村大字下新入、出生年月日大正3年5月10日、職業不詳  
被相続人 亡 井手 夏子  
事務所福岡県速賀郡岡垣町海老津駅前5番2号1階おかがき法務事務所  
相続財産清算人 司法書士 中村 好伸  
催告期間満了日 令和8年8月28日  
福岡家庭裁判所小倉支部

#### 令和7年（家）第20196号

北九州市八幡西区夕原町12番3号  
申立人 加藤 嗣則  
本籍大分市大字勢家155番地1、最後の住所大分市田室町9番80号アーバン田室1007、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日平成25年2月1日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和31年9月16日、職業不明  
被相続人 亡 五十嵐徳一  
事務所大分市賀来南1丁目1番83-202号  
相続財産清算人 司法書士 藍畑 公明  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
大分家庭裁判所

#### 令和7年（家）第1109号

東京都港区浜松町2丁目3番1号  
申立人 リサRT債権回収株式会社  
本籍宮崎県西諸県郡高原町大字広原4954番地61、最後の住所宮崎県西諸県郡高原町大字広原4954番地61、死亡の場所宮崎県西諸県郡高原町、死亡年月日令和6年10月13日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和36年12月17日、職業不明  
被相続人 亡 上國料 攻  
宮崎県都城市蔵原町3街区1号アマテラス法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 永井 崇敦  
催告期間満了日 令和8年8月24日  
宮崎家庭裁判所都城支部

**令和7年(家)第184号**

東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
申立人 株式会社オリエントコーポレーション  
本籍埼玉県さいたま市南区根岸5丁目1406番地、最後の住所埼玉県飯能市大字川寺184番地1 グローリア初穂飯能302、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年1月16日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和32年5月21日、職業無職  
被相続人 亡 大野康太郎  
事務所埼玉県川越市脇田本町26番地1 ルームトゥーブルーム101号室 樫の木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 及川 保之  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
さいたま家庭裁判所飯能出張所

**令和7年(家)第186号**

埼玉県所沢市けやき台2-2-1 リーデンスクエア所沢けやき台605  
申立人 青木 和子  
本籍埼玉県入間郡越生町大字越生619番地4、最後の住所埼玉県入間郡越生町大字越生619番地4、死亡の場所埼玉県入間郡越生町、死亡年月日令和7年8月18日、出生の場所埼玉県入間郡越生町、出生年月日昭和20年9月24日、職業無職  
被相続人 亡 永島 正義  
事務所埼玉県川越市元町2-4-11 弁護士法人川越法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 樋川 雅一  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
さいたま家庭裁判所飯能出張所

**令和7年(家)第898号**

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号  
申立人 越谷市  
本籍埼玉県越谷市七左町5丁目184番地3、最後の住所埼玉県越谷市七左町5丁目184番地3、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和3年6月17日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和40年1月30日、職業不明  
被相続人 亡 飯高 達巳  
事務所埼玉県越谷市南越谷4丁目11番4号セントエルモ新越谷301しらこぼと法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中野 吉宏  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第970号**

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
申立人 イオンリテール株式会社

本籍大阪府松原市上田7丁目187番地1、最後の住所兵庫県洲本市由良2丁目5番24号コーポ生子302号、死亡の場所兵庫県洲本市、死亡年月日令和5年8月19日、出生の場所大阪府松原市、出生年月日昭和39年3月11日、職業会社員  
被相続人 亡 西田 孝之  
兵庫県神戸市中央区相生町4丁目2番28号神戸駅前千代田ビル4階A号室 伊藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 伊藤 正治  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
神戸家庭裁判所洲本支部

**令和7年(家)第9101号**

長崎市大黒町11番8号長崎東京生命館5階C室  
申立人 鮎川 泰輔  
国籍中国、最後の住所長崎市戸町4丁目7番20号グループホーム風の丘、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日西暦2025年4月12日、出生の場所不明、出生年月日西暦1931年8月15日、職業無職  
被相続人 亡 陳 和玉  
長崎市賑町7-12 第6森谷ビル5階 永田雅英法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 永田 雅英  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
長崎家庭裁判所

**令和7年(家)第2105号**

群馬県館林市朝日町25番31号  
申立人 山本 順一  
本籍群馬県館林市広内町1172番地1、最後の住所群馬県館林市朝日町15番18号、死亡の場所群馬県館林市、死亡年月日令和7年8月2日、出生の場所群馬県館林市、出生年月日昭和48年12月11日、職業不明  
被相続人 亡 今川 拓  
群馬県太田市東本町28-3宮下ビル3階もてぎ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 茂木 一博  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
前橋家庭裁判所太田支部

**令和7年(家)第5163号**

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
申立人 矢掛町  
本籍岡山県小田郡矢掛町宇内1162番地、最後の住所岡山県小田郡矢掛町宇内1162番地、死

亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所岡山県小田郡矢掛町、出生年月日昭和30年6月3日、職業不明  
被相続人 亡 三宅 進  
岡山県倉敷市幸町15番22号  
相続財産清算人 司法書士 橋本 直子  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第976号**

愛知県碧南市浜尾町4-57  
申立人 古井 圭一  
本籍愛知県碧南市福清水町3丁目1番地、最後の住所愛知県碧南市福清水町3丁目1番地、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和7年7月16日、出生の場所愛知県碧南市、出生年月日昭和32年3月20日、職業自営業  
被相続人 亡 高須 公子  
愛知県安城市三河安城本町1-29-16三河安城法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 森 未央子  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第91060号**

東京都八王子市下柚木3丁目7番地7-301  
申立人 岡 明生  
本籍富山県高岡市三番町54番地、最後の住所東京都八王子市横川町1179番地2、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年10月2日、出生の場所富山県西砺波郡戸出町、出生年月日昭和6年10月22日、職業無職  
被相続人 亡 大石 愛子  
事務所東京都八王子市子安町3丁目7番2号 パインハイム ひだまり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 池田 匡和  
催告期間満了日 令和8年8月20日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第825号**

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地  
申立人 大垣市  
本籍岐阜県大垣市室村町7丁目39番地、最後の住所岐阜県大垣市室村町4丁目42番地34、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和4年9月8日頃、出生の場所岐阜県大垣市、出生年月日昭和28年5月23日、職業不明  
被相続人 亡 渡邊 義浩  
事務所岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵337番地 藤井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤井 慎哉  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
岐阜家庭裁判所大垣支部

**令和7年(家)第1187号**

高知市朝倉戊375番地1  
申立人 社会福祉法人高知県社会福祉協議会  
本籍高知県南国市田村乙2391番地2、最後の住所高知県南国市田村乙2391番地の2、死亡の場所高知県南国市、死亡年月日令和4年10月21日、出生の場所高知県香美郡田村、出生年月日昭和9年9月30日、職業不明  
被相続人 亡 北村 玉利  
事務所高知市升形1-17 藤林ビル3階東  
相続財産清算人 弁護士 武内 良平  
催告期間満了日 令和8年8月19日  
高知家庭裁判所

**令和7年(家)第503号**

茨城県神栖市砂山1014番地38  
申立人 亡大坂昇承継人 大坂 恒平  
東京都立川市柴崎町2丁目12番7号  
申立人 亡大坂昇承継人 松永 奈央  
千葉県千葉市美浜区高洲3丁目15番6棟2505号  
申立人 亡大坂昇承継人 池田 理恵  
茨城県神栖市知手中央2丁目1番38号  
申立人 亡大坂昇承継人 大坂 順子  
本籍茨城県神栖市奥野谷7986番地、最後の住所茨城県神栖市奥野谷7986番地、死亡の場所茨城県神栖市、死亡年月日令和5年11月21日頃から30日頃までの間、出生の場所茨城県鹿島郡神栖町、出生年月日昭和32年2月18日、職業無職  
被相続人 亡 大坂 幸輝  
茨城県石岡市国府2丁目3番26号  
相続財産清算人 司法書士 西間木雅子  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
水戸家庭裁判所麻生支部

**令和7年(家)第70248号**

大阪市住吉区帝塚山東1丁目7番15-407号  
申立人 寺西 悠子  
本籍兵庫県西宮市甲子園六石町3番、最後の住所兵庫県西宮市甲子園六石町3番21号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和6年3月15日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和20年2月19日、職業不明  
被相続人 亡 笥 紘一  
兵庫県西宮市甲風園1丁目8-1 ゆとり生活館AMIS5F 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所  
相続財産清算人 武田 純  
催告期間満了日 令和8年8月20日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

**令和7年(家)第30057号**

兵庫県明石市樽屋町1番29号  
 申立人 杉原 佑典  
 本籍兵庫県明石市大蔵中町3670番地2、最後の住所兵庫県明石市藤が丘1丁目1番9号、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和7年9月17日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和32年7月11日、職業無職  
 被相続人 亡 藤田 修次  
 兵庫県明石市樽屋町1番29号いっしん司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 杉原 佑典  
 催告期間満了日 令和8年8月21日  
 神戸家庭裁判所明石支部

**令和7年(家)第91号**

東京都新宿区水道町3番1号  
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構  
 本籍熊本県球磨郡あさぎり町免田東1269番地4、最後の住所熊本県球磨郡あさぎり町免田東1269番地4、死亡の場所熊本県人吉市、死亡年月日令和4年4月21日、出生の場所熊本県球磨郡免田町、出生年月日昭和23年5月3日、職業不明  
 被相続人 亡 尾方 晴香  
 事務所熊本県球磨郡錦町大字一武2733番地  
 相続財産清算人 司法書士 渡部 幸子  
 催告期間満了日 令和8年8月21日  
 熊本家庭裁判所人吉支部

**令和7年(家)第7157号**

神奈川県平塚市紅谷町11番19号  
 申立人 平塚信用金庫  
 本籍神奈川県座間市西栗原1丁目11番、最後の住所神奈川県座間市立野台1丁目8番9号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和6年9月14日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和46年10月29日、職業個人事業主  
 被相続人 亡 村田 幸造  
 神奈川県相模原市中央区矢部3丁目6番7号ロイヤルシティ203号室 水谷法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 水谷里枝子  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 横浜家庭裁判所相模原支部

**令和7年(家)第30219号**

宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 申立人 多賀城市

本籍宮城県多賀城市新田字中269番地3、最後の住所宮城県多賀城市新田字中269番地の3、死亡の場所宮城県多賀城市、死亡年月日令和7年2月頃、出生の場所宮城県塩竈市、出生年月日昭和42年2月17日、職業不明  
 被相続人 亡 伏見 年晴  
 宮城県多賀城市八幡2丁目15番11-4号  
 相続財産清算人 司法書士 佐々木尚哉  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 仙台家庭裁判所

**令和7年(家)第30231号**

仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号  
 申立人 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会  
 本籍宮城県仙台市太白区長町6丁目148番地19、最後の住所仙台市青葉区川平4丁目4番26号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和6年5月26日、出生の場所新潟県東蒲原郡両鹿瀬村、出生年月日昭和13年3月27日、職業無職  
 被相続人 亡 藤井智恵子  
 仙台市青葉区片平1丁目2番38号 チサンマンション青葉通り905花咲み法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小堀絵里子  
 催告期間満了日 令和8年8月27日  
 仙台家庭裁判所

**令和7年(家)第7836号**

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1  
 申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子  
 本籍名古屋市中区花の木3丁目1210番地、最後の住所名古屋市中区花の木3丁目12番12号、死亡の場所名古屋市中区守山区、死亡年月日令和4年12月15日、出生の場所名古屋市西区、出生年月日昭和30年2月11日、職業不明  
 被相続人 亡 服部 眞則  
 事務所名古屋市中区金山1丁目9番17号 金山スズキビル8階 金山総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 井上 功務  
 催告期間満了日 令和8年8月27日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7858号**

名古屋市中村区椿町7番9号  
 申立人 愛知県信用保証協会  
 本籍島根県松江市島根町野波3542番地、最後の住所愛知県清須市助七東山中92番地 ユーハウス新川303、死亡の場所名古屋市中村区、

死亡年月日令和6年11月17日、出生の場所島根県八束郡野波村、出生年月日昭和28年1月20日、職業不明  
 被相続人 亡 梶野 豊訓  
 事務所名古屋市中村区金山町1丁目7番8号電波学園金山第2ビル5階 弁護士法人名古屋総合法律事務所金山駅前事務所  
 相続財産清算人 弁護士 後藤奈津季  
 催告期間満了日 令和8年8月27日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第40504号**

神戸市須磨区潮見台町5-3-5  
 申立人 シャトー・ド・メル須磨管理組合  
 本籍神戸市須磨区千歳町3丁目5番地、最後の住所神戸市須磨区潮見台町5丁目3番5-101号、死亡の場所兵庫県神戸市長田区、死亡年月日令和3年11月7日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和46年2月16日、職業不明  
 被相続人 亡 佃 洋子  
 神戸市中央区多聞通3丁目3番7号 コウベセンタービル3F 優法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小林 広夫  
 催告期間満了日 令和8年8月28日  
 神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第1723号**

岡山県美作市美来1番地  
 申立人 美作市長 萩原 誠司  
 本籍岡山県美作市土居2317番地、最後の住所岡山県美作市土居2317番地、死亡の場所岡山県津山市、死亡年月日令和7年6月12日、出生の場所岡山県英田郡作東町、出生年月日昭和28年10月23日、職業農業  
 被相続人 亡 尾上 雄幸  
 事務所岡山市北区表町1-5-1 岡山シンフォニービル1階おかやま丸の内法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小寺 立名  
 催告期間満了日 令和8年8月28日  
 岡山家庭裁判所津山支部

**令和7年(家)第20245号**

静岡県磐田市国府台3番地1  
 申立人 磐田市  
 本籍静岡県磐田市森本518番地、最後の住所静岡県磐田市森本518番地、死亡の場所静岡県浜松市浜北区、死亡年月日令和4年4月26日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和40年2月10日、職業自営業  
 被相続人 亡 飯田 元康

浜松市中央区板屋町522番地 MYビル4階  
 弁護士法人佐々木・高平法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 高平めぐみ  
 催告期間満了日 令和8年8月30日  
 静岡家庭裁判所浜松支部

**令和7年(家)第72423号**

東京都足立区西新井栄町2丁目8番15号  
 申立人 東京都足立都税事務所長  
 本籍東京都足立区伊興本町1丁目1310番地、最後の住所東京都足立区伊興本町1丁目3番19号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和33年5月30日、職業不明  
 被相続人 亡 青木 一夫  
 事務所東京都千代田区麴町3丁目3番地KD X麴町ビル4階 東京富士法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 足立 学  
 催告期間満了日 令和8年8月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第72439号**

東京都板橋区大山東町44番8号  
 申立人 東京都板橋都税事務所長  
 本籍東京都千代田区九段北4丁目4番地、最後の住所東京都板橋区宮本町43番9号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日推定令和5年8月20日、出生の場所東京都港区、出生年月日昭和27年10月28日、職業不明  
 被相続人 亡 高橋 良幸  
 事務所東京都中央区銀座1丁目20番7号ウィンド銀座Ⅲビル3階 佐々木法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 佐々木健二  
 催告期間満了日 令和8年8月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第72445号**

東京都世田谷区松原4-16-13  
 申立人 簗田日登美  
 本籍東京都府中市押立町5丁目14番地の12、最後の住所東京都世田谷区南烏山2丁目32番28号千山の里307、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所東京都府中市世田谷区、出生年月日昭和8年10月2日、職業無職  
 被相続人 亡 三浦 照子  
 事務所東京都中央区銀座6丁目4番1号東海堂銀座ビル7階 銀座数寄屋通り法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 深井 麻里  
 催告期間満了日 令和8年8月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第8181号**

北海道北斗市七重浜8丁目1番14号  
申立人 小野 照子  
本籍北海道函館市港町1丁目17番地、最後の住所静岡県伊豆市土肥336番地、死亡の場所静岡県伊豆市、死亡年月日令和7年4月23日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和42年6月12日、職業会社役員  
被相続人 亡 小野ゆかり  
静岡県伊豆市修善寺955番地1の2 平和堂ビル2階 修善寺法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉田 朋師  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
静岡家庭裁判所沼津支部

**令和7年(家)第491号**

香川県高松市上之町1丁目2番5号  
申立人 竹藪 康哲  
本籍香川県高松市中間町1071番地、最後の住所香川県高松市東山崎町40番地37、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年7月26日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和32年4月16日、職業無職  
被相続人 亡 竹藪 章仁  
香川県高松市番町3-3-17 第一讃機ビル3階 島村研策法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 島村 研策  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
高松家庭裁判所

**令和7年(家)第468号**

東京都港区浜松町2丁目3番1号  
申立人 リサR T債権回収株式会社  
本籍愛媛県大洲市長浜町出海乙1120番地、最後の住所愛媛県松山市久谷町甲2番地6、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和6年8月9日頃、出生の場所愛媛県喜多郡長浜町、出生年月日昭和37年3月25日、職業不明  
被相続人 亡 田丸 英次  
松山市三番町3丁目9番地7 三番町397ビル3階 四季法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 森本 明宏  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
松山家庭裁判所

**令和7年(家)第40432号**

北海道室蘭市中島町1丁目38番5号  
申立人 勤財協第3中島コーポ管理組合  
本籍北海道札幌市豊平区中島の島2条3丁目5番、最後の住所札幌市豊平区中島の島2条3丁目5番21号キューブ中の島2-3-307号、

死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和7年2月16日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和31年1月23日、職業不明  
被相続人 亡 佐々木康之  
事務所北海道室蘭市東町2丁目27番4号 セミナービル3階 弁護士法人北海道みらい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 増川 拓  
催告期間満了日 令和8年9月7日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第151号**

東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
申立人 株式会社日本政策金融公庫  
本籍宮城県大崎市古川中里4丁目13番、最後の住所宮城県大崎市古川中里4丁目13番1号、死亡の場所宮城県大崎市、死亡年月日令和6年11月3日、出生の場所宮城県栗原郡築館町、出生年月日昭和26年12月31日、職業不明  
被相続人 亡 柴田 幸彦  
事務所宮城県遠田郡美里町字藤ヶ崎116-11 ミルフィユ504 あじさい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 絢子  
催告期間満了日 令和8年9月14日  
仙台家庭裁判所古川支部

**令和7年(家)第30162号**

千葉県佐倉市表町3丁目13番地5  
申立人 兼坂 力  
本籍千葉県佐倉市寺崎1711番地、最後の住所千葉県佐倉市寺崎1711番地、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和5年3月15日、出生の場所千葉県佐倉市、出生年月日昭和43年4月16日、職業無職  
被相続人 亡 三橋 茂  
事務所千葉市中央区中央3丁目9番9号エレル千葉中央ビル5階 プライム法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 永嶋久美子  
催告期間満了日 令和8年9月14日  
千葉家庭裁判所佐倉支部

**令和7年(家)第81521号**

大阪府豊中市庄内東町4-6-5  
申立人 小畑 幸弘  
本籍大阪府豊中市庄内栄町2丁目4番、最後の住所大阪府豊中市庄内栄町2丁目4番30号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和19年7月21日、職業自営業  
被相続人 亡 青木 忠之

大阪市北区曾根崎2丁目12番7号清和梅田ビル7階  
相続財産清算人 弁護士 高尾慎一郎  
催告期間満了日 令和8年9月14日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第1699号**

北海道河東郡音更町南鈴蘭南3丁目5番地1 プリズムC201  
申立人 秋葉加代子  
本籍北海道河東郡上士幌町字上士幌東二線235番地82、最後の住所北海道河東郡上士幌町字上士幌東二線235番地82、死亡の場所北海道河東郡上士幌町、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所北海道河東郡上士幌町、出生年月日昭和37年2月19日、職業建設業  
被相続人 亡 秋葉 孝則  
北海道帯広市西3条南9丁目2番地 セントラル十勝ビル8階 荒木法律事務所  
相続財産清算人 荒木 樹  
催告期間満了日 令和8年8月24日  
釧路家庭裁判所帯広支部

**令和7年(家)第3120号**

茨城県常総市蔵持新田100番地  
申立人 小林 良一  
本籍茨城県常総市三坂町567番地3、最後の住所茨城県常総市三坂町567番地3、死亡の場所茨城県常総市、死亡年月日推定令和6年11月16日、出生の場所茨城県水海道市、出生年月日昭和31年2月23日、職業無職  
被相続人 亡 入山 一行  
事務所茨城県下妻市大園木2839番地1大建ビル2階つくばね法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 関 健太郎  
催告期間満了日 令和8年8月20日  
水戸家庭裁判所下妻支部

**令和7年(家)第3129号**

東京都文京区後楽1丁目4番14号  
申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会  
本籍茨城県結城市大字結城112番地6、最後の住所茨城県結城市大字結城10467番地2、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和6年3月3日、出生の場所茨城県結城市、出生年月日昭和50年7月11日、職業会社員  
被相続人 亡 飯島 政実  
事務所茨城県筑西市丙115  
相続財産清算人 司法書士 荒井 秀喜  
催告期間満了日 令和8年8月20日  
水戸家庭裁判所下妻支部

**令和7年(家)第902号**

埼玉県越谷市北越谷4丁目23番39号  
申立人 東武越谷サンライトマンション管理組合 法人  
本籍埼玉県越谷市北越谷4丁目23番地4、最後の住所埼玉県越谷市北越谷4丁目23番39号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和6年6月2日、出生の場所不明、出生年月日昭和24年9月12日、職業漫画家  
被相続人 亡 山岸 博  
事務所埼玉県越谷市越ヶ谷3丁目7番28号ライト・ハウス2階原後綜合法律事務所越谷事務所  
相続財産清算人 弁護士 西村 友希  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和8年(家)第30002号**

千葉県中央区千葉港4番5号  
申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
本籍京都府福知山市字小牧244番地、最後の住所千葉県美浜区磯辺5丁目13番3棟305号、死亡の場所千葉県千葉市美浜区、死亡年月日令和7年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和28年7月23日、職業無職  
被相続人 亡 柴田 斉  
事務所千葉市中央区中央3-12-9 中央ビル3階総武法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 菊地 史孝  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第30427号**

東京都青梅市東青梅1丁目177番地3  
申立人 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会  
本籍東京都青梅市千ヶ瀬町5丁目650番地、最後の住所千葉県市原市姉崎807番地1リヤンド姉崎、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所東京都青梅市、出生年月日昭和36年8月13日、職業無職  
被相続人 亡 青木 勝美  
事務所千葉県船橋市本町7丁目9番6号ルピナス船橋102号ふなばし法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮腰 直子  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第30273号**

東京都港区赤坂2丁目3番5号  
申立人 株式会社東京スター銀行  
本籍千葉県船橋市本町5丁目1303番地、最後の住所千葉県船橋市丸山5丁目28番1号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和6年10月8日、出生の場所福島県岩瀬郡須賀川町、出生年月日昭和7年2月13日、職業不明  
被相続人 亡 谷矢美代子  
事務所千葉県船橋市本町1丁目26番2号船橋SFビル4階葛南総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 越川新太郎  
催告期間満了日 令和8年9月14日  
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第30275号**

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号  
申立人 船橋市  
本籍千葉県船橋市夏見6丁目5番、最後の住所千葉県船橋市夏見6丁目5番11-310号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日推定令和5年9月10日、出生の場所北海道空知郡山部村、出生年月日昭和37年7月25日、職業不明  
被相続人 亡 内田 智子  
事務所千葉県船橋市前原東1丁目5番4号アソルティ津田沼3階 徳永法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大石 聡子  
催告期間満了日 令和8年9月14日  
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第7523号**

愛知県春日井市春日井上ノ町字上ノ町3番地  
申立人 加藤 宗史  
本籍愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字富士85番地、最後の住所愛知県春日井市中町94番地1、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日平成24年12月5日、出生の場所愛知県碧海郡高浜町、出生年月日昭和28年2月2日、職業不明  
被相続人 亡 森 忍  
事務所名古屋市中熱田区金山町1丁目7番8号電波学園金山第2ビル5階 弁護士法人名古屋総合法律事務所金山駅前事務所  
相続財産清算人 弁護士 楠野 翔也  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7773号**

名古屋市中区丸の内2丁目1番36号  
申立人 公益財団法人名古屋まちづくり公社  
代表者代表理事 鈴木 英文  
本籍愛知県刈谷市一ツ木町茶煎坊35番地4、最後の住所名古屋市中区白壁3丁目1番4号、死亡の場所愛知県名古屋市中区、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所愛知県刈谷市、出生年月日昭和42年11月20日、職業不明  
被相続人 亡 大橋 智泰  
事務所名古屋市昭和区東畑町2丁目39-1 ARK BRAIN3A 畑中法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 畑中 健  
催告期間満了日 令和8年9月8日  
名古屋家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**令和7年(へ)第1号**

愛知県一宮市丹陽町九日市場字上田26番4号  
申立人 ハジメ産業株式会社  
代表者代表取締役 日比野 潤  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月30日  
令和8年1月16日 浜松簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 A258457  
金額 3,000,000円  
支払期日 令和7年12月17日  
支払地 袋井市  
支払場所 株式会社静岡銀行袋井支店  
振出日 令和7年9月30日  
振出地 静岡県島田市  
振出人 丸尾興商株式会社 代表取締役 丸尾 高史

受取人 パーパス株式会社  
裏書人 パーパス株式会社 代表取締役社長 高木 裕三  
被裏書人 ハジメ産業株式会社  
最終所持人 申立人

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和7年(家)第74号**

北海道恵庭市恵み野西3丁目7-1  
申立人 牧野 友昭  
本籍北海道千歳市幸町5丁目12番地、最後の住所北海道苫小牧市字美沢74番地の13  
不在者 牧野 留吉  
昭和21年1月29日生  
届出期間満了日 令和8年5月13日  
札幌家庭裁判所苫小牧支部

**令和7年(家)第230号**

埼玉県所沢市中新井2丁目352番地の2  
申立人 櫻場 敬子  
本籍埼玉県所沢市並木8丁目1番地、最後の住所埼玉県所沢市中新井2丁目352番地の2  
不在者 櫻場 浩  
昭和39年11月3日生  
届出期間満了日 令和8年5月13日  
さいたま家庭裁判所川越支部

**令和7年(家)第333号**

滋賀県甲賀市土山町前野540番地  
申立人 松下 哲広  
本籍香川県丸亀市飯野町東二732番地、最後の住所滋賀県守山市金森町140番地の143  
不在者 松下 充夫  
昭和9年9月2日生  
届出期間満了日 令和8年5月15日  
大津家庭裁判所

**令和7年(家)第9584号**

東京都葛飾区西水元2-11-4 プリマベラ1-305  
申立人 井上ゆかり

本籍香川県小豆郡土庄町豊島家浦1986番地、最後の住所東京都葛飾区東水元1丁目8番19号 石井ビラ202 井上方  
不在者 太田 信雄  
昭和11年10月14日生  
届出期間満了日 令和8年5月15日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第4132号**

奈良県大和郡山市代官町2番63号  
申立人 福田 美幸  
本籍北海道美唄市字美唄1539番地、最後の住所大阪府茨木市高田町10番4-206号  
不在者 坂本 一幸  
昭和6年3月24日生  
届出期間満了日 令和8年5月13日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4360号**

佐賀県唐津市水主町2299-3  
申立人 峰 譲二  
本籍兵庫県尼崎市杭瀬南新町2丁目209番地、最後の住所大阪府大阪市西成区花園北2丁目1番17-416号  
不在者 峰 裕  
昭和19年9月5日生  
届出期間満了日 令和8年5月13日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第392号**

沖縄県那覇市楚辺2丁目41番61号  
申立人 牧志 泰三  
本籍沖縄県那覇市前島町2丁目216番地(元本籍沖縄県那覇市垣花町2丁目28番地)、従来住所沖縄県那覇市垣花町2丁目28番地  
不在者 金城千代子  
明治43年2月2日生  
届出期間満了日 令和8年5月22日  
那覇家庭裁判所

**失踪宣告**

**令和7年(家)第10169号**

本籍和歌山県紀の川市桃山町最上1085番地、最後の住所和歌山県紀の川市桃山町最上1094番地  
不在者 玉置 傳三  
大正12年8月1日生  
令和8年1月10日失踪宣告審判確定  
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第333号**

本籍岡山県岡山市中区倉益61番地、最後の住所岡山県岡山市中区海吉2156-17  
不在者 松尾 進  
大正15年8月10日生  
令和8年1月8日失踪宣告審判確定  
岡山家庭裁判所裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

**令和7年(へ)第1号**

北海道滝川市本町4丁目6番12-1006号  
申立人 金 良二  
権利の届出の終期 令和7年12月26日  
令和8年1月8日 滝川簡易裁判所  
(別紙) 目録

- (1)土地 樺戸郡新十津川町字美沢87番1  
原野 10135平方メートル
  - (2)土地 樺戸郡新十津川町字美沢87番2  
原野 9785平方メートル
  - (3)土地 樺戸郡新十津川町字美沢87番3  
原野 21596平方メートル
  - (4)土地 樺戸郡新十津川町字美沢87番4  
原野 277平方メートル
- 2 登記年月日番号 札幌法務局滝川支局昭和7年3月2日受付第768号

**3 登記した権利の内容**

目的 賃借権設定  
原因 昭和7年3月2日設定  
借賃 1(1)の土地につき  
同村土地登記第3784号、第3785号、第3786号、第3787号、第3788号、第3789号、第1307号、第1308号に付1ヶ年100円  
1(2)の土地につき  
同村土地登記第3784号、第3785号、第3786号、第1307号、第1308号、第3787号、第3788号、第3789号に付1ヶ年100円  
1(3)の土地につき  
同村土地登記第3784号、第3785号、第3786号、第1307号、第1308号、第3787号、第3788号、第3789号に付1ヶ年100円  
1(4)の土地につき  
本号及び土地登記第3784号、第3786号、第1307号、第1308号、第3787号、第3788号、第3789号につき1ヶ年金100円

支払期 毎年10月20日  
存続期間 昭和7年3月2日より10年  
賃借権者 樺戸郡新十津川町字上徳富1117番地  
今村 又継

**共同目的物件**

- 1(2)の土地につき、樺戸郡新十津川町字美沢87番4、同番5、同番6の土地
- 1(3)の土地につき、樺戸郡新十津川町字美沢87番4、同番5、同番6の土地
- 1(4)の土地につき、樺戸郡新十津川町字美沢87番2の土地

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第6617号**

大阪市北区芝田2丁目1番18号  
債務者 一般社団法人日本ベトナム経済交流センター  
代表者代表理事 森 正暁  
1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石川 慧  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6734号**

大阪市西区立売堀1丁目6番13号  
債務者 株式会社KDMC  
代表者代表取締役 児玉 薫  
1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 葉方 心平  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第219号**

宮崎県日向市大字細島310番地10、住民票上の住所宮崎県日向市大王町4丁目68番地  
債務者 高田 静枝

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 五嶋 俊信
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第5478号**

大阪市港区弁天1丁目2番1-2805号、前住所大阪市港区弁天1丁目2番1-2909号  
債務者 CHARM・e-na. e-naこと  
海老名咲菜

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 真紀
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間****令和8年(フ)第2号**

福岡県久留米市西町930番地1 ダイナコートレジックス803号、前住所佐賀県鳥栖市宿町1238番地8  
債務者 甲斐 裕也  
1 決定年月日時 令和8年1月20日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第267号**

山形市宮町1丁目3番12号  
債務者 神保 照政  
1 決定年月日時 令和8年1月21日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第575号**

愛知県みよし市三好町西ノ木戸55番地 レモネードA号  
債務者 杉浦 寿尚  
1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第154号**

茨城県高萩市大字下手綱1951番地の8 松籟荘、前住所茨城県高萩市大字下手綱1498番地の1  
債務者 杉本 保子

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
水戸地方裁判所日立支部

**令和7年(フ)第108号**

三重県志摩市阿児町国府1209番地87  
債務者 山川 凛  
1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和7年(フ)第2959号**

名古屋市南区豊田3丁目10番7号 パンベール・ラフィネ道徳508号  
債務者 吉川 優介

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3075号**

愛知県尾張旭市北原山町大久保見2030番地 ネオハイツ森林公園A-1013号  
債務者 田口美智代

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3089号**

愛知県春日井市割塚町71番地  
債務者 加藤 律子

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3141号**

愛知県半田市青山4丁目7番地の20 サンエ  
クセルA棟101号  
債務者 矢野美佐子

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3165号**

愛知県知多郡東浦町大字緒川字雁狭間山1番  
地の62 巽ヶ丘ハイツ5号棟544号  
債務者 鳥飼 浩太

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3186号**

名古屋市港区港北町4丁目20番地の1  
債務者 中川 裕介

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3231号**

名古屋市千種区竹越1丁目2番2号 コーポ  
上良1階6号、従前の住所名古屋市長東区八  
前2丁目1201番地の1 メイツよもぎヶ丘東  
館103号  
債務者 舟根 忍

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3233号**

名古屋市中区千代田5丁目15番23号 プレズ  
名古屋鶴舞4-C号、従前の住所名古屋市中  
村区名駅南2丁目9番22号 笹島寮  
債務者 川村 明宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3257号**

名古屋市港区小賀須1丁目829番地の1 グ  
ランダリユール303号  
債務者 川瀬 優人

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第3284号**

愛知県春日井市高山町2丁目21番地4 ライ  
フパーク高山Ⅱ202号  
債務者 小川早也香

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年（フ）第3号**

埼玉県新座市新座1丁目13番11号  
債務者 市川 裕規

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年（フ）第22号**

埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地 尾山台団地  
5-14-105  
債務者 新井 三郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年（フ）第36号**

埼玉県新座市東1丁目10番14号  
債務者 船崎 忠男

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年（フ）第85号**

埼玉県草加市氷川町2140番地13 グラン  
ディール氷川302号  
債務者 武居 菜優

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年（フ）第431号**

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤2522番地 レオ  
ネクストキョウエダ110号室  
債務者 飯塚 正和

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年（フ）第453号**

埼玉県東松山市若松町1丁目8番1号 3号  
棟503号室、旧住所埼玉県東松山市松葉町2  
丁目15番8号

債務者 加島 萌葉（旧姓高田）

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年（フ）第454号**

埼玉県深谷市原郷1956番地3 メゾンアドリ  
アーノ302号

債務者 小島 和広

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年（フ）第455号**

埼玉県深谷市原郷1956番地3 メゾンアドリ  
アーノ302号

債務者 小島あずさ

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年（フ）第12号**

埼玉県本庄市栄2丁目6番30号 トクサンC  
201

債務者 田中 賢二

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正****令和7年（フ）第943号**

広島市佐伯区八幡2丁目8番28—104号  
破産者 舛田 良美（旧姓岡本）

- 主文 当裁判所が令和7年12月16日午後5時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「広島市佐伯区八幡1丁目24番10—403号」とあるのを、「広島市佐伯区八幡2丁目8番28—104号」と更正する。

- 決定年月日 令和8年1月20日  
広島地方裁判所民事第4部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和7年（フ）第186号**

宮崎市瀬頭2丁目2番18号  
破産者 加藤 真知

- 決定年月日 令和8年1月22日
- 主文 本件破産手続を終結する。
- 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
- 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和7年（フ）第952号**

広島県山県郡北広島町大朝4769番地  
破産者 株式会社石川建設

- 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 一般調査期日 令和8年3月24日午前11時30分  
令和8年1月20日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第86号**

鹿児島県霧島市国分新町1丁目32番53号  
破産者 有限会社国分観光

- 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午後1時10分  
令和8年1月21日

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和7年（フ）第87号**

鹿児島県霧島市国分新町1丁目32番13号、前住所鹿児島県国分市新町400番地

破産者 馬場 みよ

- 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午後1時20分  
令和8年1月21日

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和6年（フ）第423号**

奈良市西大寺赤田町2丁目9番15—1号

破産者 貴嶋 良一

- 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午前10時10分  
令和8年1月19日 奈良地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第166号**

青森県八戸市大字河原木字小田23番地30

破産者 齋藤 正顕

- 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 一般調査期日 令和8年3月16日午前10時  
令和8年1月22日

青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和7年（フ）第43号**

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1196番地7 メゾン・ド・マルベリーC104、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形498番地

破産者 山口 幸隆

- 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 一般調査期日 令和8年3月17日午前11時30分  
令和8年1月21日

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年（フ）第3199号**

大阪府八尾市青山町1丁目4番15号

破産者 山口 浩

- 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時40分  
令和8年1月21日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第279号**

奈良県宇陀市榛原萩原801—1さんとびあ榛原、主たる営業所の所在地奈良市月ヶ瀬桃香野3552番地5

破産者 岡田商店ことリカーショップオカダこと 岡田 新一

- 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午前10時50分

令和8年1月20日 奈良地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第37号**

大分県宇佐市大字四日市4461番地の1 楠本アパート 7号

破産者 川谷信二郎

- 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 一般調査期日 令和8年3月19日午前11時40分  
令和8年1月22日

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**令和7年（フ）第739号**

神戸市北区山田町藍那字下手42番地の3

破産者 井阪 道信

- 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午前11時  
令和8年1月21日

神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第4927号**

大阪府平野区喜連東4丁目6番16—202号

破産者 エイコープレジジョンこと 中原 近利

- 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午後2時  
令和8年1月21日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第1100号**

京都府宇治市檜島町落合43番地の9 グリーンタウン檜島215棟204号

破産者 柳田 敏章

- 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時15分  
令和8年1月21日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和7年（フ）第421号**

宮崎市大字跡江2366番地 生目幸明荘、前住所宮崎市島之内9703—22 ふれあい館405

破産者 椎葉ひろみ

- 異議申述期間 令和8年3月5日まで
- 令和8年1月22日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第1290号**

千葉県美浜区真砂2丁目4番1棟404号

破産者 金山 康夫

- 異議申述期間 令和8年3月6日まで
- 令和8年1月15日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年（フ）第1715号**

千葉市中央区今井町1490番地10 シティハイム蘇我202号

破産者 吉田 昭

- 異議申述期間 令和8年3月13日まで
- 令和8年1月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年（フ）第1802号**

千葉市花見川区幕張本郷3丁目2番5号 セントラルパーク幕張本郷301号

破産者 日野 剛俊

- 異議申述期間 令和8年3月17日まで
- 令和8年1月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**免責許可申立てに関する意見申述期間****令和7年（フ）第6278号**

埼玉県草加市吉町3丁目2—47—3—104

破産者 安藤 一朗

- 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
- 令和8年1月21日

東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始****令和7年（ヒ）第11号**

新潟県長岡市十二瀬町534番地49  
清算株式会社 株式会社東洋冶金  
代表清算人 西尾 陽子

- 決定年月日 令和8年1月19日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所長岡支部

**令和8年(七)第1号**

静岡県焼津市大栄町1丁目9番20号  
清算株式会社 株式会社静竹本店  
代表清算人 佐藤 直子

- 1 決定年月日 令和8年1月20日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(七)第1号**

岡山県倉敷市大島1666番地の2  
清算株式会社 株式会社HS  
代表清算人 永山 久徳

- 1 決定年月日 令和8年1月20日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(七)第2号**

岡山県倉敷市大島1666番地の2  
清算株式会社 株式会社HR  
代表清算人 永山 久徳

- 1 決定年月日 令和8年1月20日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所第3民事部

**特別清算終結**

**令和7年(七)第6号**

奈良県宇陀市室生龍口138番地  
清算株式会社 株式会社たたみ工房たなか  
代表清算人 佐藤 直子

- 1 決定年月日 令和7年12月10日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

奈良地方裁判所葛城支部

**特別清算協定認可**

**令和7年(七)第2072号**

東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT  
紀尾井坂6階  
清算株式会社 TX-S1号株式会社  
代表清算人 小木曾文昭

- 1 決定年月日 令和8年1月16日
- 2 主文 次の協定を認可する。  
協定

1 協定債権の権利変更  
協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という)については、以下のとおり権利変更を受ける。

- (1) 債権債務の確認  
TX-S1号株式会社(以下「会社」という)が各協定債権者に対し負担している令和6年11月30日時点の債権元本、利息及

び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

- (2) 協定債権者による債務免除  
協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者に対して負担する一切の債務を免除する。

- (3) 新たな財産が発見された場合の追加弁済  
会社は、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、山崎芳文を除く各協定債権者(以下「本協定債権者」という)に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙協定別表の「配当基準額」で按分して支払う。この場合においては、前記(2)の規定により会社が受けた債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

- 2 弁済の方法(上記1(3)に該当する事実が発生した場合)

- (1) 支払の方法  
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。

- (2) 弁済額計算における端数の処理  
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。

- (3) 本協定債権者の弁済受領不能等  
会社は、本協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(七)第2073号**

東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT  
紀尾井坂6階  
清算株式会社 TX-S2号株式会社  
代表清算人 小木曾文昭

代表清算人 小木曾文昭

- 1 決定年月日 令和8年1月16日

- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 協定債権の権利変更

協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という)については、以下のとおり権利変更を受ける。

- (1) 債権債務の確認  
TX-S2号株式会社(以下「会社」という)が各協定債権者に対し負担している令和6年11月30日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

- (2) 協定債権者による債務免除  
協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者に対して負担する一切の債務を免除する。

- (3) 新たな財産が発見された場合の追加弁済  
会社は、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、TX-S1号株式会社及び山崎芳文を除く各協定債権者(以下「本協定債権者」という)に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙協定別表の「配当基準額」で按分して支払う。この場合においては、前記(2)の規定により会社が受けた債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

- 2 弁済の方法(上記1(3)に該当する事実が発生した場合)

- (1) 支払の方法  
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。

- (2) 弁済額計算における端数の処理  
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。

- (3) 本協定債権者の弁済受領不能等  
会社は、本協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(七)第1008号**

横浜市神奈川区新子安1丁目32番5号  
清算株式会社 SK興産株式会社  
代表清算人 松本 善司

- 1 決定年月日 令和8年1月16日
- 2 主文 次の協定を認可する。  
協定

- 1 各協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権額並びに清算株式会社解散日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額につき、その支払を免除する。

- 2 清算人は、清算株式会社新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った協定債権に係る債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

横浜地方裁判所第3民事部

**監督命令**

**令和8年(再)第1号**

茨城県稲敷市神宮寺字長作2490番地  
再生債務者 有限会社幸新取材  
代表清算人 松本 善司

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

- 2 監督委員 茨城県土浦市港町1-4-19 ロイヤルコート第2ビル2階 三輪法律事務所  
弁護士 三輪 和夫  
令和8年1月14日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和7年(再イ)第145号**

仙台市太白区袋原字小原47番地の1エスピナカ杜1 303(住民票上の住所)岩手県北上市和賀町堅川目1地割113番地87  
再生債務者 阿部 花菜

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月18日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第50号**

埼玉県行田市門井町2丁目25番地7 ラ・セゾンハイツ201

再生債務者 山口 雅郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月25日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(再イ)第568号**

東京都葛飾区南水元2-19-2

再生債務者 森 秀勝

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月25日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第17号**

東京都品川区南品川2-10-2

再生債務者 新山 結花

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月25日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第126号**

京都市伏見区深草祓川町15番地26、住民票上の住所京都市伏見区深草鈴塚町2番地22

再生債務者 荒木 和音

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月9日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第512号**

大阪府大東市深野5丁目20番16号 アールガーデン野崎206号

再生債務者 西岡 沙希

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第540号**

大阪市生野区田島4丁目18番19号

再生債務者 引地裕次郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第559号**

大阪府吹田市南正雀2丁目20番4号

再生債務者 倉邊 佳輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第590号**

大阪市北区太融寺町3番30-1205号(前住所大阪市西淀川区野里3丁目1番17-1001号)

再生債務者 佐野 誠也

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第141号**

広島県東広島市西条町寺家5438番地13

再生債務者 花高 英敏

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第16号**

福岡県田川市大字川宮752番地22

再生債務者 山本 隼人

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで

福岡地方裁判所田川支部

**令和7年(再イ)第33号**

鹿児島県伊佐市大口大田321番地1 メゾンクリナム大田B103

再生債務者 濱畑 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

**令和7年(再イ)第18号**

宮城県柴田郡大河原町大谷字末広125番地1

再生債務者 伊藤 明海

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

仙台地方裁判所大河原支部

**令和7年(再イ)第51号**

群馬県館林市大島町2291番地の3

再生債務者 荻原 久雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(再イ)第49号**

東京都調布市入間町3丁目12番地3

再生債務者 橋 俊典

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第144号**

東京都武蔵村山市榎3丁目50番地の14(34街区19)

再生債務者 藤原 史也

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第97号**

新潟市江南区船戸山5丁目8番3号 いた井アパートI 3号室

再生債務者 阿部 宏昭

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

新潟地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第47号**

徳島県板野郡藍住町奥野字乾134番地1 グランフィールド A号

再生債務者 鶴身 悠花

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

徳島地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第17号**

香川県観音寺市西本町2丁目12番21号  
再生債務者 富田 幸男

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

高松地方裁判所観音寺支部

**令和7年(再イ)第8号**

愛媛県宇和島市保田甲1367番地1  
再生債務者 三好 宣洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

松山地方裁判所宇和島支部

**令和7年(再イ)第25号**

長崎県諫早市森山町下井牟田1029番地  
再生債務者 堀 和広

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

長崎地方裁判所大村支部

**令和7年(再イ)第6号**

大分県佐伯市長島町1丁目22番25号  
再生債務者 本田 義文

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

大分地方裁判所佐伯支部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和7年(再イ)第29号**

千葉県君津市糠田796番地1  
再生債務者 小泉 真矢

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで

令和8年1月22日  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(再イ)第318号**

東京都江東区塩浜2-26-8-617  
再生債務者 上條 想太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで

令和8年1月20日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第356号**

東京都江東区塩浜2-8-16  
再生債務者 大坪 政明

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年1月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで

令和8年1月20日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第368号**

東京都江東区大島4-8-4-903  
再生債務者 迫田 寛之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで

令和8年1月20日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第468号**

東京都八王子市子安町2-1-11-303  
再生債務者 芝山 友実

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで

令和8年1月20日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第157号**

千葉県市川市曾谷4丁目26番5号  
再生債務者 大野 裕二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

令和8年1月21日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第163号**

千葉県船橋市高野台3丁目28番20号  
再生債務者 渡邊 大吾

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

令和8年1月21日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第197号**

千葉県船橋市葛飾町2丁目338番地 エスト  
フオート西船橋1110号  
再生債務者 秋山 聖子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

令和8年1月21日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再イ)第560号**

東京都杉並区高円寺南2-45-17 第一コー  
ヨービル 604  
再生債務者 松原 悠也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

令和8年1月21日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第335号**

東京都大田区羽田5-30-15 A Z E S T-  
R E N T 羽田 I 103  
再生債務者 鳥居 浩和

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

令和8年1月21日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第404号**

東京都大田区萩中2-7-7-206  
再生債務者 永井健太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで

令和8年1月21日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第49号**

群馬県伊勢崎市境栄933番地  
再生債務者 佐久間達裕

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月22日  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第143号**

埼玉県北足立郡伊奈町栄1丁目84番地6  
再生債務者 大木 友紀

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月21日  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第40号**

千葉県八街市沖1077番地9  
再生債務者 伊藤 一博

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月21日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第58号**

千葉県白井市根1734番地の41  
再生債務者 大澤 寛輝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月22日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第71号**

川崎市宮前区梶ヶ谷1460番地12  
再生債務者 山岸 貴紀

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月21日  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第38号**

神奈川県中郡大磯町東小磯321番地12  
再生債務者 高山 美帆

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月22日  
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第186号**

愛知県尾張旭市南原山町赤土190番地4  
再生債務者 山本 佳明

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月21日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第221号**

愛知県豊明市三崎町中ノ坪10番地1 セントラルハイツ中ノ坪103号(従前の住所)愛知県豊明市三崎町中ノ坪25番地4 中ノ坪ビル2A号  
再生債務者 森満 真二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月21日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第245号**

愛知県知多市大草字西畑62番地の6  
再生債務者 RiceCakeこと 林 孝亮

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月21日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第267号**

名古屋市中区栄1丁目12-6 秋月ハイツ802号室(住民票上の住所)愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘3丁目15番地8  
再生債務者 laule'aこと 宇井 光恵

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月21日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第32号**

三重県津市豊が丘3丁目12番6号  
再生債務者 ジャスティニアノ ロナルドこと JUSTINIANO BARBARONALD MIGUEL

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月30日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月22日 津地方裁判所再生係

**令和7年(再イ)第42号**

三重県津市一身田中野827番地1 シャンテシノハラパートII 3D(前住所)三重県津市海岸町7番26号 コーポTokio102号  
再生債務者 楠見 友規

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月22日 津地方裁判所再生係

**令和7年(再イ)第15号**

三重県度会郡大紀町阿曾1546番地2  
再生債務者 里中 昌和

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月22日 津地方裁判所松阪支部

**令和7年(再イ)第9号**

大分県宇佐市大字下矢部719番地  
再生債務者 山下 健悟

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月12日まで  
令和8年1月22日  
大分地方裁判所中津支部個人再生係

**令和7年(再イ)第28号**

奈良市恋の窪3丁目5番F-106号  
再生債務者 櫻井 巴

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月17日まで  
令和8年1月20日 奈良地方裁判所

**令和7年(再イ)第22号**

沖縄県浦添市字経塚811番地49  
再生債務者 仲西 真希

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月17日まで  
令和8年1月20日  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(再イ)第236号**

札幌市西区西野1条3丁目2番1号 西宏ビル302号  
再生債務者 大野 耕司

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第243号**

札幌市中央区南17条西5丁目1番22-401号  
再生債務者 田村 亮太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第91号**

埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目12番29-103号(前住所)東京都三鷹市牟礼6丁目11番21-212号  
再生債務者 松尾 祐希

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第99号**

埼玉県川越市広栄町14番地4  
再生債務者 上田 崇稔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第33号**

静岡県富士宮市村山1495番地の6  
再生債務者 中野 典洋

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和7年(再イ)第433号**

大阪市城東区蒲生2丁目1番23号  
再生債務者 デザインオフィス和屋こと 福原和彦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第451号**

大阪市住吉区遠里小野7丁目4番24-A302号  
再生債務者 谷川 美鈴

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第17号**

香川県仲多度郡多度津町大字道福寺200番地17  
再生債務者 宮本真木子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで  
令和8年1月21日 高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(再イ)第18号**

香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁55番地7 (R  
G字多津駅前四番館203)  
再生債務者 城山 亜希

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
18日まで  
令和8年1月21日 高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(再イ)第232号**

札幌市南区川沿8条2丁目2番19-203号  
再生債務者 中川 伸夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
19日まで  
令和8年1月22日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第242号**

北海道北広島市大曲柏葉5丁目9番地12  
再生債務者 相蘇 将昭

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
19日まで  
令和8年1月22日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第80号**

埼玉県所沢市大字下安松451番地の1 シャ  
ンティグリナージュB105  
再生債務者 島田 匠

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
19日まで  
令和8年1月22日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第89号**

埼玉県ふじみ野市北野2丁目7番25号 リッ  
チフィールド201  
再生債務者 新井浩太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
19日まで  
令和8年1月22日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第35号**

滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5385番地29  
再生債務者 山本 拓靖

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
26日まで  
令和8年1月22日 大津地方裁判所彦根支部

**令和7年(再イ)第36号**

滋賀県東近江市市子川原町728番地20  
再生債務者 山口 泉

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月7日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
26日まで  
令和8年1月22日 大津地方裁判所彦根支部

**令和7年(再イ)第40号**

鹿児島市大明丘2丁目34番2号  
再生債務者 山下 清孝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月7日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月10日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
10日まで  
令和8年1月20日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年(再イ)第18号**

新潟県上越市北城町1丁目15番7号  
再生債務者 難波 拓也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月22日 新潟地方裁判所高田支部

**令和7年(再イ)第141号**

兵庫県三木市志染町東自由が丘1丁目642番  
地  
再生債務者 伏川 篤志

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月21日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第150号**

神戸市長田区水笠通5丁目6番12号  
再生債務者 八木 剛

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月21日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第72号**

兵庫県西宮市北六甲台5丁目21番7号  
再生債務者 藏座 教博

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月21日 神戸地方裁判所尼崎支部

**令和7年(再イ)第104号**

岡山市中区海吉2015番地66  
再生債務者 高森 祐介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月21日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第55号**

岡山県倉敷市茶屋町1265番地10  
再生債務者 渡辺 豊

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月22日

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第6号**

岡山県津山市上河原138番地30  
再生債務者 神谷 勲

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月10日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月22日 岡山地方裁判所津山支部

**令和7年(再イ)第24号**

山口県下関市一の宮町4丁目9番28-306号  
フローリッシュ秀  
再生債務者 阿座上 塁

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月21日

山口地方裁判所下関支部再生係

**令和7年(再イ)第35号**

鹿児島市宇宿1丁目50番1号 ジュネス国料  
103号  
再生債務者 堺 紳二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月12日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
12日まで  
令和8年1月21日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年(再イ)第50号**

広島県東広島市入野中山台4丁目15番10号  
再生債務者 大西 清徳

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2  
月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月  
19日まで  
令和8年1月22日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第51号**

広島県東広島市入野中山台4丁目15番10号

再生債務者 大西 泰子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月19日まで  
令和8年1月22日

広島地方裁判所民事第4部

**小規模個人再生による再生計画取消****令和2年（再イ）第566号**

東京都墨田区墨田5-40-15（認可決定時の住所）東京都墨田区墨田5-14-9-104

再生債務者 佐々木陽美

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和3年6月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。  
令和8年1月21日

東京地方裁判所民事第20部

**給与所得者等再生による再生手続開始****令和8年（再口）第1号**

兵庫県尼崎市昭和南通7丁目180番地の1

レーヴメゾン尼崎昭和通701

再生債務者 櫻木 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

**令和7年（再口）第10号**

仙台市青葉区愛子中央5丁目14番26号

再生債務者 高橋 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月18日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年（再口）第3号**

香川県高松市茜町22番14号

再生債務者 石井 雄大

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前9時30分
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取****令和7年（再口）第10044号**

東京都品川区小山7-1-4-216

再生債務者 飯間佑一郎

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月9日まで  
令和8年1月21日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再口）第1号**

岩手県宮古市藤の川6番10号

再生債務者 出雲 正一

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月13日まで  
令和8年1月21日 盛岡地方裁判所宮古支部

**給与所得者等再生による再生計画取消****平成30年（再口）第19号**

札幌市手稲区西宮の沢1条3丁目10番34-105号（再生計画認可決定時の住所）札幌市

手稲区前田8条9丁目8番11号

再生債務者 天野 徹

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 平成31年3月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。  
令和8年1月22日

札幌地方裁判所民事第4部

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和7年（チ）第6号**

沖縄県那覇市田原4丁目2番地10

申立人 石原 操

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）沖縄市字照屋194番地

所在等不明共有者 屋宜 宣蒲

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）沖縄市字照屋69番地

所在等不明共有者 西平 フジ

（不動産登記記録上の住所）那覇市字大道363番地

所在等不明共有者 亡石原竹相続人石原初枝（不動産登記記録上の氏名）石原 竹

届出期間満了日 令和8年5月8日

令和8年1月19日 那覇地方裁判所沖縄支部

（別紙）物件目録

所在 沖縄市比屋根五丁目

地番 538番21

地目 墓地

地積 60平方メートル

所在等不明共有者 屋宜 宣蒲の持分 261分の20

所在等不明共有者 西平 フジの持分 2610分の75

所在等不明共有者 亡石原竹相続人 石原初枝の持分 10440分の75

**所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和7年（チ）第43号**

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之

住所・居所 不明

（最後の住所）神戸市北区鈴蘭台北町6丁目13番21号

所有者 津本 正巳

届出期間満了日 令和8年3月23日

令和8年1月20日

神戸地方裁判所

（別紙）物件目録

1 所在 神戸市北区鈴蘭台東町三丁目

地番 3番41

地目 宅地

地積 99.10平方メートル

2 所在 神戸市北区鈴蘭台東町三丁目

地番 3番39

地目 公衆用道路

地積 68平方メートル

共有者 津本正巳 持分16分の1

3 所在 神戸市北区鈴蘭台東町三丁目3番地41

家屋番号 3番41

種類 居室

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 28.13平方メートル

2階 24.82平方メートル

**令和7年（チ）第50号**

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之

（亡坂本等の最後の住所）神戸市中央区大日通1丁目2番1-20号

所有者 亡坂本等相続財産

届出期間満了日 令和8年3月23日

令和8年1月20日

神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市中央区割塚通3丁目  
地番 321番  
地目 宅地  
地積 18.24平方メートル
- 2 所在 神戸市中央区割塚通3丁目321番地  
家屋番号 321番  
種類 店舗兼居宅  
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床面積 1階 14.94平方メートル  
2階 13.09平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年(子)第11号**

岩手県一関市地主町7番8-1号  
申立人 有限会社東西不動産ホーム  
代表者代表取締役 水谷みさえ  
住所・居所 不明(全部事項証明書上の住所 岩手県一関市末広1丁目4番50号)  
所有者 百瀬為三郎

届出期間満了日 令和8年3月19日  
令和8年1月19日 盛岡地方裁判所一関支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 一関市宇釣山  
地番 28番5  
地目 原野  
地積 98平方メートル
- 2 所在 一関市宇釣山  
地番 28番6  
地目 原野  
地積 109平方メートル

**令和7年(子)第7号**

岩手県奥州市江刺豊田町1丁目11番23号  
申立人 江刺猿ヶ石土地改良区  
同代表者理事長 渡邊 幸貴  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 岩手県奥州市江刺広瀬字荒谷59番2地  
(不動産登記記録上の住所) 奥州市江刺広瀬字荒谷59番2地  
所有者 亡後藤明男相続財産  
届出期間満了日 令和8年3月23日  
令和8年1月19日 盛岡地方裁判所水沢支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 144番1  
地目 田  
地積 1107平方メートル
- 2 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 145番  
地目 田  
地積 1415平方メートル
- 3 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 167番  
地目 田  
地積 913平方メートル
- 4 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 168番  
地目 田  
地積 489平方メートル
- 5 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 170番1  
地目 田  
地積 421平方メートル
- 6 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 171番  
地目 田  
地積 1001平方メートル
- 7 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 194番  
地目 田  
地積 657平方メートル
- 8 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 195番1  
地目 田  
地積 493平方メートル
- 9 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 301番  
地目 田  
地積 494平方メートル
- 10 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 302番  
地目 田  
地積 591平方メートル
- 11 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 303番  
地目 田  
地積 681平方メートル

- 12 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 304番  
地目 田  
地積 643平方メートル
- 13 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 305番  
地目 田  
地積 579平方メートル
- 14 所在 奥州市江刺広瀬字荒谷  
地番 306番  
地目 田  
地積 619平方メートル
- 15 所在 奥州市江刺広瀬字鴨ヶ崎  
地番 122番1  
地目 田  
地積 1608平方メートル
- 16 所在 奥州市江刺広瀬字鴨ヶ崎  
地番 123番1  
地目 田  
地積 390平方メートル

**令和8年(子)第1号**

新潟市北区平林58番地  
申立人 渋谷 明  
新潟市北区かぶとやま1丁目7番地1  
申立人 瀧澤 毅  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 新潟市東区岡山634番地  
所有者 亡田中龍英相続財産

届出期間満了日 令和8年3月18日  
令和8年1月19日 新潟地方裁判所  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 新潟市北区長戸呂字前田  
地番 5342番  
地目 田  
地積 3417平方メートル
- 2 所在 新潟市北区長戸呂字前田  
地番 5344番  
地目 田  
地積 5077平方メートル
- 3 所在 新潟市北区十二字五本柳  
地番 5523番  
地目 田  
地積 4999平方メートル
- 4 所在 新潟市北区十二字五本柳  
地番 5522番  
地目 田  
地積 4999平方メートル

**令和7年(子)第27号**

名古屋市中区平和1丁目21番5号 プレサンス東別院セレニス1104号  
申立人 星野 久美  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 名古屋市中央区名楽町一丁目14番地  
所有者 今井 秋子  
届出期間満了日 令和8年3月19日  
令和8年1月20日 名古屋地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
所在 名古屋市中央区名楽町一丁目  
地番 14番1  
地目 宅地  
地積 3.40平方メートル

**令和7年(子)第4号**

大阪府富田林市東板持町2丁目9番3号  
申立人 株式会社TANAKA  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 大阪市西成区千本通七丁目14番地  
所有者 景山 光登  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 大阪府大阪狭山市東野中4丁目636番地の1  
共有者 上田 進康  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 大阪府大阪狭山市東野中4丁目636番地の1  
共有者 上田 智子

届出期間満了日 令和8年3月12日  
令和8年1月21日 大阪地方裁判所堺支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 堺市美原区菅生  
地番 1718番  
地目 溜池  
地積 59平方メートル  
所有者 景山 光登
- 2 所在 堺市美原区菅生  
地番 1824番  
地目 山林  
地積 188平方メートル  
共有者 上田 進康 持分 3分の1  
共有者 上田 智子 持分 3分の1  
(不動産登記記録上の所有者 上田 重穂)

令和 7 年 (子) 第 5 号

広島県府中市父石町916番地
申立人 近藤 秀男
住所・居所 不明
(不動産登記簿上の住所) 広島県府中市父石町116番地(別紙物件目録1につき)、府中市父石町116番地(別紙物件目録2につき)

令和 8 年 1 月 19 日 広島地方裁判所福山支部
(別紙) 物件目録
1 所在 府中市父石町字谷尻
地番 912番1
地目 畑
地積 274平方メートル
2 所在 府中市父石町字谷尻
地番 912番2
地目 宅地
地積 101.15平方メートル

令和 7 年 (子) 第 3 号
山口県岩国市通津1117番地88
申立人 田村日出夫
住所・居所 不明
(不動産登記簿上の住所) 山口県玖珂郡伊陸村5058番地
所有者 石田 隆雄
届出期間満了日 令和 8 年 3 月 13 日

令和 8 年 1 月 19 日 山口地方裁判所岩国支部
(別紙) 物件目録
所在 柳井市伊陸字長迫
地番 2591番2
地目 山林
地積 1261平方メートル

会社その他の公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月三十一日までにお申し出下さい。

岩手県一関市八幡町二番四三号
(甲) 社団医療法人西城病院
理事長 水野 生一
岩手県一関市大手町三番三六号
(乙) 医療法人博愛会
理事長 佐藤 隆次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一〇八頁(号外第一四六号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 六十六頁(号外第一四六号)

令和八年一月三十日
福島県いわき市錦町綾ノ町一六番地
(甲) クレハ建設株式会社
代表取締役 佐藤 通浩
(乙) クレハ工事株式会社
代表取締役 園部 好文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 六十六頁(号外第一四六号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一〇九頁(号外第一四六号)

令和八年一月三十日
福島県いわき市錦町作鞍一四〇番地
(甲) クレハ電機株式会社
代表取締役 児玉 浩二
福島県いわき市錦町作鞍一四〇番地
(乙) クレハ設備株式会社
代表取締役 鈴木 忍

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十二日
掲載頁 四十一頁(号外第一三〇号)

令和八年一月三十日
埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目二九二番地一
(甲) NITTO K U株式会社
代表取締役 社長執行役員 笹澤 純人
新潟県見附市新幸町九番三号
(乙) 日特コイデ株式会社
代表取締役社長 田中 靖人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月六日
掲載頁 一三二頁(号外第一二五号)

令和八年一月三十日

東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
(甲) 株式会社 N.O. 1
(法人番号 8010001136248)
代表取締役 辰巳 崇之
東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
(乙) 株式会社 N.O. 1 デジタルソリューション
(法人番号 1011001090581)
代表取締役 竹澤 薫

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 一二二頁(号外第一七〇号)

令和八年一月三十日
東京都千代田区紀尾井町一番三三号
(甲) LINE ヤフー株式会社
代表取締役 出澤 剛
東京都品川区西品川一丁目一番一号
(乙) LINE Pay株式会社
代表取締役 前田 貴司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十日
掲載頁 五十七頁(号外第一二七号)

令和八年一月三十日
東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地
(甲) 株式会社ハーバー研究所
代表取締役 西 幹男
千葉県香取郡多古町水戸一番地七八
(乙) ハーバークロスメテイクス株式会社
代表取締役 川田 直

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) http://www.toushin.or.jp/
(丙) https://www.jiaa.or.jp

東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号
(甲) 一般社団法人資産運用業協会設立
準備法人 代表理事 大場 昭義

東京都中央区日本橋兜町二番一号
代表理事 松下 浩一
(乙) 一般社団法人投資信託協会
代表理事 松下 浩一

東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号
(東京証券会館)
(丙) 一般社団法人日本投資顧問業協会
代表理事 大場 昭義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) http://www.parker.hokkaido.jp

東京都中央区日本橋二丁目一六番八号
令和八年一月三十日
(甲) 日本パーカライジング株式会社
代表取締役 青山 雅之

北海道苫小牧市字沼ノ端ノ一八番地の一〇二
(乙) 北海道パーカライジング株式会社
代表取締役 藤永 恭太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) https://www.jfb-cwt.com/company/
(乙) https://www.ts-trvl.jp/

- 令和八年一月三十日
東京都江東区豊洲五丁目六番五二号
(甲) 株式会社JTBビジネスストラベル
ソリューションズ
代表取締役 原田 雅裕

東京都台東区上野五丁目二四番一一号
(乙) 株式会社TSTラベルサービス
代表取締役 伊勢 拓央

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) http://ip.mnd.co.jp
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 一二九頁(号外第一四八号)

令和八年一月三十日
東京都港区虎ノ門一丁目二番一七号
(甲) 株式会社JPMメディアダイレクト
代表取締役CEO 佐野 公紀

東京都中央区日本橋本町四丁目三番六号
(乙) YDM株式会社
代表取締役社長 影島 卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) http://www.mndenshi.jp/ra01/
(乙) http://www.mndenshi.jp/tk03/

- 令和八年一月三十日
愛知県稲沢市菱町一番地
(甲) 稲菱テクニカ株式会社
代表取締役 天野 雅章

千葉県松戸市稔台六丁目二番地の一
(乙) 株式会社トーカーン
代表取締役 西田 隆雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年五月二十七日
掲載頁 七頁
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月三十日
掲載頁 二頁

令和八年一月三十日
兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一三〇四号
(甲) 株式会社ファルシオ
代表取締役 菅原 喜規

兵庫県相生市旭三丁目五番一五号
(乙) エイチプラス1株式会社
代表取締役 竹内 計賀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年五月二十七日
掲載頁 七頁

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日
兵庫県相生市旭三丁目五番一五号
(甲) 株式会社エフ・シー・エム
代表取締役 竹内 計賀

兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一三〇四号
(乙) 株式会社ファルシオ
代表取締役 菅原 喜規

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://kessan.info/58/041935.html
(乙) https://kessan.info/581988991.html

令和八年一月三十日
兵庫県尼崎市元浜町一丁目四五番地
(甲) 武庫川化成株式会社
代表取締役 山根 浩

大阪府茨木市蔵垣内一丁目二番一六号
(乙) ラバー・フレックス株式会社
代表取締役 信樂 光男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月十二日
掲載頁 十二頁
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十二日
掲載頁 四十五頁(号外第一三〇号)

令和八年一月三十日
神戸市中央区下山手通五丁目五番五号
(甲) 株式会社アジバンコスメジャパン
代表取締役 田中 順子

神戸市中央区下山手通五丁目五番五号
(乙) 株式会社2C
代表取締役 中村 豊

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十五日
掲載頁 一六六頁(号外第八号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十五日
掲載頁 一〇〇頁(号外第八号)

令和八年一月三十日
広島市西区楠木町一丁目一五番二四号
(甲) 株式会社ウエストエネルギーソリューション

代表取締役 江頭栄一郎
(乙) 株式会社ウエストO&M
代表取締役 宮本 隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲・乙ともに)
掲載 中国新聞広島版
掲載の日付 令和八年一月二十一日
掲載頁 二十頁

令和八年一月三十日
山口県山口市維新公園三丁目二番二五号
(甲) 山口トヨペット株式会社

代表取締役 中野 文夫
山口県山口市維新公園三丁目二番二二号
(乙) アジュールオートモビル株式会社

代表取締役 卜部 治久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙と丙と丁と戊と己の権利義務全部を承継して存続し乙と丙と丁と戊と己は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) http://www.meitetsunyuu.co.jp/gkokai/shikokunetetsu/index.html

- (乙) http://www.meitetsunyuu.co.jp/gkokai/shikokunetetsu/index.html

- (丙) http://www.meitetsunyuu.co.jp/gkokai/tokushinameteisu/index.html

- (丁) http://www.meitetsunyuu.co.jp/gkokai/matsuyamameteisu/index.html

- (戊) http://www.meitetsunyuu.co.jp/gkokai/kouchimeteisu/index.html

- (己) http://www.meitetsunyuu.co.jp/gkokai/nanyoneteisu/index.html

令和八年一月三十日
愛媛県松山市空港通四丁目五番五号
(甲) 四国名鉄運輸株式会社

代表取締役社長 長谷川 靖
(乙) 四国名鉄運送株式会社
代表取締役社長 越智 昭博

徳島県板野郡松茂町中喜来字堤外九〇番地二
(丙) 徳島名鉄急配株式会社
代表取締役社長 越智 昭博

愛媛県松山市空港通四丁目五番五号
(丁) 松山名鉄急配株式会社
代表取締役社長 越智 昭博

高知県南国市三和琴平二丁目一六三八番地七
(戊) 高知名鉄急配株式会社
代表取締役社長 坂井 秀一

愛媛県大洲市徳森字渡り一三三九番一
(己) 南予名鉄急配株式会社
代表取締役社長 越智 昭博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 一六九頁(号外第一五〇号)

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一九〇頁(号外第一四六号)

令和八年一月三十日
北九州市小倉北区西港町一六番地
(甲) 日鉄高炉セメント株式会社

代表取締役 江頭 秀起
北海道室蘭市仲町六四番地
(乙) 日鉄セメント株式会社

代表取締役 佐坂 晋二

吸収分割公告
当社(甲)は、吸収分割により株式会社MON O-X(乙、東京都港区六本木六丁目一〇番一六本木ヒルズ森タワー一七階)のA I事業に関して有する権利義務を承継することいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) https://mono-x.com

令和八年一月三十日
東京都港区六本木六丁目一〇番一六本木ヒルズ森タワー一七階
株式会社k o z o k a A I
代表取締役 藤井 星多

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の防災事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) https://www.furukawaelectric.com/zainu/kanren/aew153.htm
(乙) https://www.furukawaelectric.com/zainu/kanren/fm603.htm

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する大和自動車通豊島株式会社(住所東京都北区豊島五丁目一三三三号)に対して当社タクシー事業の一部に関する権利義務を承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月三十一日
掲載頁 一七七頁(号外第一七五号)

令和八年一月三十日
東京都北区豊島五丁目一番三二二号
大和自動車交通王子株式会社
代表取締役 澤田林三郎

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社BEHIND THE CASKとします。
この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日
北海道函館市元町三三番五号
ビハインド・ザ・カスク合同会社
代表社員 澤田 凌

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は株式会社homehairとします。
この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日
栃木県大田原市薄葉一七七六番地二
G. B. H. hair合同会社
(法人番号 2060003002069)

代表社員 中澤 裕樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

千葉県浦安市弁天四丁目一九番一六号

合同会社TKオフィス  
代表社員 山本 貴洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

東京都板橋区舟渡一丁目一九番一〇号  
ムスクエア二〇一  
合同会社モルガン  
代表社員 秋葉 雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日とし、組織変更後の商号は株式会社HIRAKEといたします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

東京都渋谷区初台一丁目四五番二五号  
合同会社ユニテック  
代表社員 林 達彦

組織変更公告

当社は株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号二葉ビル八b  
合同会社Add Value  
代表社員 藤田 隼人

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は東海ネクサスグループ株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

岐阜県可児市大森二八七一一三  
紙ひこうきサードブレイス合同会社  
代表社員 田島 雅士

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

兵庫県芦屋市親王塚町一番八号

合同会社GK Capital  
代表社員 合同会社MIZUKI  
職務執行者 上月 浩二

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

兵庫県西宮市高松町八一二五一一一二〇  
webweb合同会社  
代表社員 中村 真弓

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

福岡県福岡市東区香椎二丁目五番四〇号  
合同会社リヒト  
代表社員 中島 大輔

効力発生日変更公告

当社は、令和八年二月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年一月三十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一七番三三号  
ファーストトラスト株式会社  
代表取締役 松木正一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十四日  
掲載頁 二二五頁(号外第一六九号)

令和八年一月三十日

仙台市宮城野区苦竹二丁目六番五号  
株式会社タイヤワールド館ベスト  
代表取締役 安井 仁志

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を三十七億九千九百三十七万五千円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月十八日  
掲載頁 一一二頁(号外第一六六号)  
令和八年一月三十日

さいたま市岩槻区古ヶ場一丁目七番一三三号  
株式会社FRDジャパン  
代表取締役 十河 哲朗

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億四千六百七十八万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年十二月二十三日  
掲載頁 一一九頁(号外第二八〇号)

東京都港区虎ノ門二丁目六番一〇号  
株式会社クイーン1  
代表取締役 ホアン・イン・ユエン

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一億二千九百二十六万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年十二月二十五日  
掲載頁 十一頁

令和八年一月三十日

東京都港区六本木七丁目一五番七号  
株式会社UPSIDERホールディングス  
代表取締役 宮城 徹

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年十二月二十三日  
掲載頁 一一九頁(号外第二八〇号)

東京都港区六本木七丁目一二番二五号  
株式会社ちやコミックGA  
代表取締役 平田 晋三

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十億円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://space-compass.com>

令和八年一月三十日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社 Space Compass

代表取締役 堀 茂弘

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万六千六百五十六円減少し一億円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 六頁

令和八年一月三十日

東京都港区六本木三丁目二番一号住友不動産

産六本木グランドタワー

株式会社 Cogent Labs

代表取締役 ホワイトウェイ・エリック

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億五千四百九十九万九千六百五十五円減少し一億円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二番二号郵船

ビルディング一階 株式会社 Yaqumo

代表取締役 中小司和広

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。  
減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 七十頁(号外第二八六号)

令和八年一月三十日

山梨県北杜市須玉町六平八〇番地一

エムエーティー株式会社

代表取締役 鈴木 正敏

令和八年一月三十日

兵庫県宝塚市仁川高丸二丁目七番一三三号

雨のち晴れ合同会社

代表社員 田中 稜

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、令和八年三月三日を効力発生日として資本金の額を二億三千万円減少し、その全額をその他資本剰余金とし、資本準備金の額を百億四千万円減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。  
なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本の額と同額分を合わせて減少し、その全額をその他資本剰余金とし、増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年一月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一三三号

株式会社 FUND INN O

代表取締役 柴原 祐喜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、増額する予定の資本金の額を九千百万円、資本準備金の額を九千万円、それぞれ減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日  
東京都中央区銀座二丁目一四番四号  
リー銀座ビル  
株式会社エリクシオン  
代表取締役 檜山 和寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告します。

令和八年一月三十日

滋賀県甲賀市甲賀町滝八七九番地  
滋賀県製菓株式会社  
代表取締役 安井 俊之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年一月三十日

熊本市南区馬渡一丁目二番三〇号  
株式会社ベルマールS  
代表取締役 井上さなみ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年一月三十日

熊本市南区馬渡一丁目二番三〇号  
株式会社ベルマールT  
代表取締役 井上さなみ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

山形県西村山郡河北町谷地字月山堂六〇番地  
株式会社荒木建材店  
代表取締役 荒木 光廣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日  
東京都港区赤坂七丁目一番一六号  
株式会社ウドー音楽事務所  
代表取締役 遠藤 敬輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日  
東京都新宿区新宿二丁目六番五号  
株式会社マーケティングスタイル  
代表取締役 太田 孝則

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日  
京都府綾部市青野町下入ケロ一二番地  
タマヤ株式会社  
代表取締役 中村 誠

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、DRC医薬株式会社（乙）、東京都新宿区西新宿六丁目五番一五号新宿アイランドタワー四階の発行済株式の全部を取得することによりいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年十月三十一日  
掲載頁 一七五頁(号外第二四二号)

令和八年一月三十日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一五号新宿アイランドタワー四階  
DRC医薬ホールディングス株式会社  
代表取締役 岡崎 成実

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宇田康一郎及びバワン・バルガヴァが退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日  
インド、バンガロール、インナーリングロード、ドムルル一三九/二五  
東京都港区港南二丁目一五番一五号品川イン  
Sasken Technologies Limited  
日本における代表者 宇田康一郎  
日本における代表者 バワン・バルガヴァ

限定承認公告

本籍埼玉県鴻巣市本町二丁目一番、最後の住所埼玉県鴻巣市堤町一〇番三号  
被相続人 亡 金子 政博  
右被相続人は令和七年十月二十一日死亡し、その相続人は令和八年一月二十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月三十日  
埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一五号秩父鉄  
道熊谷ビル四階 限定承認者 金子 岳  
代理人弁護士 南雲 芳夫

限定承認公告

本籍北海道函館市柳町五番地、最後の住所北海道函館市柳町八番九号  
被相続人 亡 桶田 岩男  
右被相続人は令和七年八月十六日死亡し、その相続人は令和七年十二月八日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月三十日  
東京都武蔵野市西久保二丁目三番五号  
相続財産清算人 桶田 幸嗣

限定承認公告

本籍岐阜県大垣市松町四九八番地六、最後の住所岐阜県大垣市藤江町六丁目八二番地八  
安田ビル二〇一 被相続人 亡 川本 利仁  
右被相続人は令和七年九月二日死亡し、その相続人は令和八年一月十五日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月三十日  
愛知県名古屋市中区新道一丁目二六番二九号サンモール新道八〇五号  
相続財産清算人 太田有希子

限定承認公告

本籍三重県松阪市大黒田町一五二一番地、最後の住所三重県松阪市大黒田町一五二一番地五六  
被相続人 亡 鈴木カツエ  
右被相続人は令和七年十二月十七日死亡し、その相続人は令和八年一月二十日津家庭裁判所松阪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年一月三十日  
三重県松阪市中央町三八四番地一 OZビルシエテ二階二〇三号室 山本法律事務所  
限定承認者 鈴木美由起  
代理人弁護士 山本 哲也

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年三月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することいたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要とする顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年一月三十日  
大阪市西区江戸堀一丁目八番二二号  
日本フォーラム株式会社  
代表取締役 中本 敦士

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

(乙) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載 頁 一一三頁 (号外第一三八号)

令和八年一月三十日  
福岡県北九州市八幡東区桃園二丁目七番一号

(甲) 大石産業株式会社  
代表取締役 山口 博章

福岡県北九州市八幡西区瀬板一丁目十六番一号  
(乙) 株式会社アクシス

代表取締役 山本 忠司  
**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億七千五百万円減少し十八億二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

<https://spn.alterdomus.jp/notices/p4rtbtmpj/>

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

F A L N O . 1 T M K 特定目的会社  
取締役 熊谷 将旭

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億二千八百万円減少し二十五億千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。  
<https://spn.alterdomus.jp/notices/h6cawkb8/>

令和八年一月三十日  
東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

F A L N O . 2 T M K 特定目的会社  
取締役 栗本 佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億二千八百万円減少し六十四億三百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

<https://spn.alterdomus.jp/notices/nxzjau2k/>

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

F A L G i f u T M K 特定目的会社  
取締役 栗本 佳宜

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金四億五千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月十五日付官報の号外第二二九号五十七頁に掲載されています。

令和八年一月三十日  
東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

滋賀竜王特定目的会社  
取締役 山本 顕三

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を千九百八十六万七千六百六十円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

<https://www.kaikai-home.com/access/0123/index.html>

令和八年一月三十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階  
ハチホールディング特定目的会社

取締役 高橋 法彦

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第九九条の規定に基づき、優先資本金の額を二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年十月二十二日  
掲載頁 七十五頁 (号外第二三五号)

令和八年一月三十日  
東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

厚木特定目的会社  
取締役 山本 顕三

**吸収信託分割公告**

株式会社りそな銀行(信託受託者)は、左記のとおり、左記一の信託につき令和八年三月九日をもって吸収信託分割により、信託乙(承継信託)は信託甲(分割信託)の信託財産に含まれる不動産の一部を承継し、信託甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この吸収信託分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。一、信託の吸収信託をする各信託を特定するために必要な事項(信託甲 分割信託)

委託者兼受益者  
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号  
株式会社エスコン

受託者  
大阪府中央区備後町二丁目二番一号  
株式会社りそな銀行

信託の年月日  
平成十七年三月十日

信託契約の名称  
阪急電鉄株式会社と株式会社りそな銀行の間の平成十七年三月十日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更等を含む。)

(信託乙 承継信託)

委託者兼受益者  
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号  
株式会社エスコン

受託者  
大阪府中央区備後町二丁目二番一号  
株式会社りそな銀行

信託の年月日  
平成十八年一月三十一日

信託契約の名称  
阪急電鉄株式会社と株式会社りそな銀行の間の平成十七年十月十一日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更等を含む。)

二、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十五条第二号に掲げる事項  
財産状況開示資料等については、左記連絡先にご照会願います。

三、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十五条第三号に掲げる事項  
該当ございません。

四、吸収信託分割の効力発生後の信託甲及び信託乙の信託財産責任負担債務の履行の見込み  
いづれも、債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

五、連絡先  
東京都江東区木場一丁目五番二五号  
株式会社りそな銀行  
不動産営業部東京不動産サービス部  
電話番号 〇三ー六七〇四ー一四七〇

令和八年一月三十日  
受託者 大阪府中央区備後町二丁目二番一号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役 岩永 省一

正 誤

ページ段 行 誤 正  
令和八年一月二十六日(号外第十六号)公布厚生労働省令第七号(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

八 二 一月一日 三月一日